

第七十二回国
会
参議院文教委員会
會議録第十二号

昭和四十九年五月九日(木曜日)

午前十時四十四分開会

委員の異動

五月八日

辞任

黒住 忠行君

竹内 藤男君

五月九日

辞任

田中 茂穂君

補欠選任

田中 茂穂君

二木 謙吾君

補欠選任

岡本 悟君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

本日の会議に付した案件

○学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会松永忠二君外二名発議)(継続案件)

○公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

○公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

○学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会松永忠二君外二名発議)(継続案件)

公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会松永忠二君外二名発議)(継続案件)

公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会松永忠二君外二名発議)(継続案件)

公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会松永忠二君外二名発議)(継続案件)

公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(第七十一回国会安永英雄君外二名発議)(継続案件)

学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

す。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○小林武君 宮之原さんに前回質問をいたしました。また、提案のいろいろな御意見を承りまして、文部省の考え方とはやっぱり開きがあるという感じを非常に強く持ちました。何と云いますか、その一番大きなものは、人間として生まれてきた場合、日本の場合においては、憲法第二十六条、もちろんこれにかかわって、教育基本法第三条が定めているように、すべての人間が、心身に障害を有しているとか有していないとかという問題は別として、そうして教育を施すというたてまえに對して、文部省のほうは、教育を施しても、まあ端的なことばで言えば、むだだというふうなそういうものが頭の中にあつて、どんな心身障害児にも教育を施さなければならぬというきびしい一つのものの考え方によって立っているということが明らかになったわけですが、この点について、文部省のほうに最初にお伺いいたしますが、こういうふうな、前回の質問で私が感じたことについては、間違いがありますかどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 御指摘になりました憲法の第二十六条あるいは教育基本法の第三条の規定の解釈につきましては、そういうふうな受け取るべきかどうかという問題は、別にいたしまして、基本的な考え方は、小林先生の考え方と私の考え方は、考え方とは変わっておらないというふうな考え方でおる次第でございます。

ただ、現実に、私も学校あるいは教員というものにつきましても、やはりその立場というものを考えなければならぬということでございます。現在、やはり医学的な境界あるいは教育の境界というものを考えました場合に、学校として、あるいは教師としてお預かりできるやはり境界があるのじゃないかということをお申し上げたわけでございます。現段階における医学あるいは教育の

現状におきまして、やはり能力の境界、そういうものは認めざるを得ない。それ以上に、全部子供を何があっても学校のほうで引き受けるというふうなことを私どもの口から言うのは、これは学校あるいは先生方に対して酷な場合があるのじゃないかということをお申し上げたわけでございます。私どものほうは、あくまでも基本的な考え方は先生と同じでございます。現実的な処理といたしましては、いま申し上げましたようなことも考えていかなければいけないということをお申し上げたわけでございます。

○小林武君 これ、宮之原さん、どうでしょうか、その点については、あなたの考え方との開きがあるように思うのですが、その点についてお答え願いたい。

○宮之原貞光君 提案者の考え方は、先般申し上げておるとおりであるわけですが、私は、実際の面で、それは重症の度合いで直ちに教育機関に云々というようなことの実態面であるのかという問題では、なかなか判断がむずかしいところがあるかと思っております。しかし、従来の教育が可能な者は教育機関へ、あるいは訓練可能な者は福祉施設へ、重症者は医療施設へと、こういう割り切ったものの考え方ですね。言うならば、教育効用論と申しますか、そういうことでこの障害児の問題を扱うべきではない。したがって、現実の問題として非常に困難な場合があるとすれば、それを同じような一つの機関の中で扱うような処置を講ずればいんであつて、だから、これはまさに教育の一つの境界があるから、これは別の機関でどうぞというものの考え方は、私も提案者としては考えておらない、これだけははっきり申し上げておきたいと思つております。

○小林武君 私、同意なんですね、なぜこういふことを、これは文部省に特に申し上げたいのですが、なぜこういふことを言うかとい

いますと、教育に對してものを論ずる場合には、教師というものが、常にどうあるべきかということとを、これは親の立場からも、それぞれ出てくるわけですが、最近では、特にもう文部省なんというのは、いささか口ぎたなくやっていると見え、思われるほど教師のあり方についてさまざまな意見を出してきているんです。この点、間違いないでしょう、あなたは文部省の中にいる人ですから。口の悪い人は、極端なことを言えば、教育界の諸悪の根源は日教組だなんていうようなことを公開の席上で堂々と発表される人もあるわけですから。私は、これはいままさういふことをここで議論するといふのはありませんけれども、私は、教育といふものに対する仕事の重みから、教師に對してさまざまな期待を持つといふことは、これは当然あつてよろしいのです。教師もまた、私は、自分の仕事といふのは人間を教育するといふこと、ですから、非常に責任の重い仕事だと、こう考えるといふことはこれまた当然のことだと思ふ。

そこで、私は、そうなるという、教育の中で、それがむずかしいとかやさしいとかいふことは言えませんが、かりに私がそのどれを選ぶか、たとえば、心身障害の子供の教育を選ぶかどうかといふようなことをもしだれかにすすめられた場合、私は、相当のやはり覚悟をするほどよく考えなきゃいかぬという慎重な態度にならなくとも、おおよそ、こういう心身障害児童の教育といふものをひとつやってみようかといふことになるといふと、これはもうたいへんな決意が必要なんです。その際に、教師に意欲をわかせるかどうかといふことについては、教育の諸条件、それから教育を論ずるいろいろな議論の中から、心身障害児童であるならば、一体教育といふものはどこまであれするのか、憲法の上に明示されたようなやり方で徹底的にやるのか、まあやるだけのこととをやっておきなさいという程度のものなのかといふことは、これは重大な問題だと思ふのです。心身障害の児童の教育に携わっている人たちのうちにも、あるいはその一つの仕組みの中にもいろいろな形があります。しかし、われわれの知っている中には、もう一生をとかく心身障害児童の教育に投入しようという、そういう人があるわけでありまして、その教員の心がまえの問題、これがありまして、私は、文部省の態度といふのはいささかそういうようなあいまいな態度では困るという気持ちがあるんです。何も私は、あなたのいま答弁されたようなことの実態を認めないとか何とかといふことじやない。さまざま困難な条件があることはあなたたちよりかよけい見えておるかも知れぬ。しかし、それがどんな困難であつても教育の世界から捨てられないといふ、そういうものがなければ、私は教育に入つていつて、ほんとうに一生の自分のあれを、人間としての働きの意義をそこへ求めようといふような意欲はわいてこないと思ふんです。とにかく、行きどころがないから障害児教育にでも行くかなんかといふような考え方で障害児教育をやられたのじやたらないわけですか。それで私は質問するわけですか。

あなたの方で調査やつたんでしょう、かつて、あなたのほうじやないですか。文部省としてやつたのか、どこでやつたのか知りませんが、そういう調査があるはずですね。一九五五年ですから昭和三十年ですね。その場合の調査の対象は、これは全部にやつたわけじやありませんが、精神薄弱児とその当時呼ばれておつた特殊学級といふものを担任している教師に對して調査をやつた。この調査はやつておつて、どんなことであつたか、ひとつ話してもらいたいんです。

○政府委員(岩間英太郎君) たいへん恐縮でございますが、私、その調査をやつたこと、それからその内容等につきまして、ただいま知識を持ち合わせておりませんので、たいへん恐縮でございます。

○小林武君 文部省知らないとは言わせぬよ、そんなこと。それはどこの調査がやつたか何かは別として、文部省知りませんなんというふうなことじやだめですよ。私さへもそういう資料を持つて

いるのに、あなたが持つていないなんという、それはだめですよ。

○政府委員(岩間英太郎君) いま、ちよつと取り寄せておりますので、しばらくお待ちをいただきます。

○小林武君 また、これ、厚生省でそういう調査をやつたといふあれではないでしょうか。

○説明員(北郷勲夫君) 私どものところじやないと思ひます。

○小林武君 文部省が全然知らぬといふはずがないと私は思ふんですがね。これは一九五五年の調べで、小中合計をして、第一のあれとしては特殊学級を担任した動機、それから精神薄弱児教育に對する考え方、これは担任する教員に對してどうだといふことを聞いています。それに対して、ちゃんと言え方が、どんな答え方が出ているかといふことが出ています。私は、そういう調査がやられたのは一九五五年ですからその後——これは昭和三十年ですから戦後十年たつたわけですから、それから第三の教育改革といふようなことをあなたたちおっしゃつて、少なくともやつたんだが、その後の一体、この種の調査といふのはやつていないですか。これは、私の持つてゐるのは、一九五五年のものです。その後のあれはどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 特殊教育関係につきましては、たびたび調査をやつておりますけれども、たとえば最近では就学猶予、免除を受けた子供の調査、それから四十八年度には未就学児童、生徒の調査といふふうなことをやつております。それからその前にも、いわゆる特殊教育の対象となるべき児童、生徒の悉皆調査、そういうものもやつております。まだ未開拓の分野でございますから、いろいろな角度からいろいろな調査をやつていくわけでございますけれども、ただいま先生が御指摘になりましたのは、特殊学級における教員の意識調査と申しますか、教員の意見を聞くような調査でございましたら、その後にはそういうような教員の意識を調査するといふふうなことはやつておりません。

○小林武君 まあ、私に言わせれば、こういう調査があれば、少なくとも、その調査はあなたたちも見ておつて、特殊教育はどうあるべきかと、私はさつきこの提案者の宮之原委員の提案の説明を聞いてみて、結局特殊教育に對する考え方というのは、これはもうあなたたち、そんなこと説明するまでもないでしょうけれども、特殊教育に非常に力点が入つてくるというところは、世の中の進歩とこれ一緒に行くわけですか。余裕のない時代には特殊教育に目を向けるあれがないといふようなことはある。戦前であるならば、役に立たぬ者は教育する必要はないといふ考え方はある。兵隊に行けないような者をつくつたら一休学校の教師はだめだぞといふようなことをわれわれ言われた。徴兵検査のときに、おおよそにかく徴兵検査をする軍部から来た者は、こんな一休しからぬ成績で、小学校の教師は何やつておるかといふようなことを、こう言われる。そういう形でやつてこられたことは、あなたたちは知らないのか。

そういう時代には、特殊教育といふようなものは置き去りにされてるんですよ。いわば、その国の文化的なレベルといふんです。文明的なレベルといふようなものを特殊教育といふものは、そのまゝ今度はいかに出してきていくわけですか。だから、これ知らぬといふのは、私はこれはおかしいと思ふ。これもおそろく、私はどこかの研究している人のあれから見たんですから、これはしかし、あなたのほうであるはずですよ。まあ、さがしに行つたんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) はい。

○小林武君 じゃ、さがして来るまで宮之原さんにお尋ねいたします。

私は、この身体障害の教育がほんとに大事にされてきたといふことは、何といつても、この戦後の日本のこの平和憲法ができてから人権を尊重する、その人権を尊重する原動力となる教育、その教育の革新へのこの情熱といふようなものが、私は特殊教育といふものを非常に発展させてきたと思つてゐるんですが、この点については宮之原さ

んはどうお考えですか。

○宮之原貞光君 私には、やはり先ほど来質問者からも指摘がありますように、戦後のこの憲法の中におけるこの国民の権利意識の目ざめ、さらには、やはり教育というものの、特に教育というものは、国民一人一人が持つておられるこの権利だと、こういう意識がやはり全般的に広まってきた。同時に、私は、やはり教師の教育に対するところの心がまえていこうもの相当障害児教育の面には大きく影響してある。言うならば、やはり先ほど来いろいろ議論がありますように、教師の仕事というのは、やはり子供の可能性に生きるといふものでなければ、これは情熱はわかないわけでした。したがって、やはりどういふ子供でも必ず何かいいものがある、それを伸ばしてやるのがやはり教師の仕事だといふこの気持ち私は先ほど申し上げたところの国民の教育に対するところの権利意識の芽ばえ、そういうものと相まって私はやはり大きくこの障害児教育というものが浮かび上がってきた、こう見ておるわけです。したがって、一番やはり根底の子供たちの可能性に生きるといふ、これがなければ、この問題は、私は取り組むところの姿勢というものは、もし先ほど来答弁があるように一つの教育の限界があるという線を引くとするならば、こういうものの考え方の中から、はかつてのヘレン・ケラー女史も出てまいりませんでしようし、あるいは戦後の山下画伯も私は出てこないと思う。それはやっぱりあれだけ三重苦の障害に悩まされながら、その中からやっぱり可能性を引き出していったという教育の中で、私はヘレン・ケラー女史というものは出てきたんだ、そう思うだけに、これはきわめてやはり根本的な問題としては大事なことで、そのまた教育の基本にかかるところの、私はこの問題は問題だといふ考え方を持つておられます、それを私どもとしては、この提案の中ではさらに発展をさせたい、また、それにもこたえたいと、こういうまあ気持ちから三つの法案を提示をいたしておるわけでございます。

○小林武君 これ、いつまでも待つておつてもしょうがない、させないでしよう結局。局長さん、こういう特殊学級を担任した動機というものを、一九五五年の調べでは、小学校と中学校でやつてゐるんです。研究への興味というものは、小学校の教師で調査した二十二人の者が研究への興味というところでやつてゐる。中学の場合は、十九人やつてゐる。パーセンテージでいえば、小学校のほうが一二%が研究への興味だ、中学校の場合は二〇%、また学業不振児、結局、成績のあんまりよくない、子供を指導していただくから、そこから今度その問題を考へて、そして小学校の先生は、その調査した者の一六%が、そこから担任をしてみようといふことになった、中学校では一二%の調査の対象になった先生が、特殊学級の担任をするといふことの動機になっている。それからまあ同情心というのがありますね。同情心の場合、小学校は一五%、それから中学校が一五%、それから本を読んだり見学などで関心を持ったというのが三〇%小学校で、中学では二六%、同様にすめられたといふような者が小学校で一二%で、中学では一三%、教育委員会や校長におまえさんやれと、こう言われて、指名されてやつたのが小学校一五%、それから中学校が八%、私こうやつてみると、指名というのはいわゆる少ないと思つてゐる。研究の興味とか、学業不振の子供をやつてゐるうちにこれは特殊な教育といふようなものの研究をして見なきゃだめだ、また、指導してみたといふ、そういう気持ちを起こした、同情心を持つて子供たちのためにやつてやろうといふ、まあ教師らしい気持ち、それから目で見かに確かめて、本でこれを確かめて、そしてやる人が三〇%、こういうものを考えますと、人にすめられたといふのは二〇%だし、七〇%以上の者はどうかといふと、やはり一つの動機を持つてやつてゐるわけですね。それから特になんかに申し上げたいのは、その次の第二表の調査に、精神薄弱児に対する考え方の中で、この子供たちに対してどんな人が期待を持つて担任を引き受けたかとい

うと、身の処置ができることが最も大切だと思ふ、こののできるところまでという目標を置いてやつた人が百十人中で二八%。子供の能力に應じたものならどんな仕事にでもつけてやりたい、この子たちを。どんな仕事にでも、とにかく仕事といふもの、職業といふものにつけてやりたいといふのが、これが八十八人中で二二%。その次は、この特殊教育の特色は、いろいろな教科を生活と結びつけて与えることだと、いわゆる抽象的な、何かこの知識を丸暗記をさせるというふうなことはなくて、これは特殊教育でなくたって、それはあたりまえのことなんですけれども、特に教科と生活を結びつけることにしたいと、こういう希望で七十三人、一八%。それから四番目は、この子たちに対して、二十四時間教育で生活指導をしたいといふ、こういう考え方が六十一人中で一五%。五番目が社会に出てどうにか生活できるようになれば、もう読み書きなど問題でないと。社会に出て生活できるようにしてやりたいといふ考へ方の方は、十一人中で三%。七番目は、特殊教育といつても、一定の教育課程を持った目標を達成させねばならないといふ、こういうきちようめんな考へ方の方が九人中で二%。それから八番目は、できるだけ普通児童に追いついていかせるようにつとめるといふ考へ、とにかく、普通の子供に追いつかせないかぬといふ、こういう考へ方の方がやつぱり八人中で二%。十番目は、この特殊学級の児童・生徒用の教科書ができればそれによつてやればいいんだからといふ、やればよいといふのは比較的、何といひますか、教科書を非常に考へているから、これはちよつと三人で一%。見ますといふと、もうほとんどの人が、この教育的なあれからいへば、いかにも教師らしいと、文部省とは考へがやつぱり違ふ立場でやつてゐるよ思ふんですが、このいまの私の解釈といふのは、この調査の上から、先ほど宮之原委員から出た可能性を見つめて最大の努力をする。その努力をする目標といふようなものは、どこにあるかといふことをやつぱりつかまえていふと思ふんです、そ

の担任をするときのその動機として。私は、そういう状況に対して、文部省の態度はどうかとなくやつぱり冷たいという感じがするんですがね。これはどうですか。こんな用に立たねような教育とそこまであなたはおっしゃらなかつたけど。まあ読み書きなんかはどうでもいいんだ、読み書きができりゃなおいいけど、できなくても世の中へ出て働くところまで何とかしてやりたいといふその気持ち、そういうところにもう視点を置いてがなばつてゐる人もある。まあだんだんこれ人数が少なくなる。最後のほうへくると、やつぱり特殊教育にはいささかこの人まだまだほんとうの苦勞がなかつておられないといふような感じする人もありますけれども、こういう考へ方に対して、私はもう五十五年といふと、それからもう二十四年たつてゐるわけですからね。文部省がその間に何を考へたのか、といふことなんです。あなたの答弁聞いているといふと、何らやつぱり、何といふか、進歩ない。日本の経済力といふようなものが、まあいまちよつとかなかなかむずかしい状態にありますけれども、とにかく飛躍的な発展したと田中さんも言つてゐる。そういうこの状況の中で、この種の教育に対する考へ方といふものが非常に低いと、私は、まあ宮城まり子さんから直接聞いたわけじゃないけども、まあ、その切り抜き等から見たらいろいろな例を見ますと、やつぱり、たいへんなことだと、一女優の一体これやれることかどうかといふことにそういう不安感を持つてゐるあれもある。この間伴淳さんが何か、「あゆみの箱」のことについて何か書いてあったんだが、私、読んだんですけども、その中でも、あの伴淳さんがもうほんとうに真剣に子供たちのためにこう考へてゐる。それに比べると、われわれも含めてです。その中で、国の立場でやつてゐることを議論することに對しては、まだまだやはり演劇や何かやつてゐる人たちよりかまつとおくれた立場にあるのじゃないかといふふうに感ずるのですが、これは文部省としては、いま私が言うような批判といふようなものを率直に認める気はありま

せんか。どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) まあ、このごろ私も特殊教育につきましては、やはり教育という面だけを担当しているというところの一種のその限界というふうなものも感ずるわけでございますが、教育に関する限りは、たゞいま先生が御指摘になりましたような方向で、私も従来からも進んでまいりましたつもりでございます。まあ、この前申し上げましたが、何といたしても社会復帰ができる、世の中に出て一人前に生活ができるというふうなことが一番望ましいわけでございますけれども、そこまではない方々につきましては、少なくとも、生きがいのある生活を送っていただくようにできないものだろうか。たとえば、まあ重度の精薄で重複障害を持っておられる方につきまして、字を書かせるこの程度までいくのだというふうな例が国会でもお示しいただいたことがございましたけれども、まあ、その書いた字そのものは商品の価値がない、したがって、社会的な価値の中では意味がないかもしれないけれども、この個人としてはやはり生きがいと申しますが、そこに喜びを見出すというふうな意味合いがあると思います。少なくとも、生活に生きがいを感じていただけるようなところまで何か持つていけないものかというところでございます。しかしながら、障害者の方々の一生の問題を考えますと、私どもでお願いするのは、いまのところは高等部までというところでございまして、それから先どのようにして世の中で過ごしていけるのか、そういう問題を考えますと、やはりこれは各省のいろいろな担当を越えて、そういう方々に対しては一体一生どういふふうな生活をしていただくのが望ましいのか。そこまで考えて、その中で教育がどの部分を受け持つのかというところを考えたというふうなことを、つまり総合的に判断をしていくということとなかなかこの問題は解決しないのじゃないかというふうなこと、つまり教育の限界というものを近ごろやや感じ始めたというふうなことでございます。

○小林武君 まあ、あなたも文部大臣じゃないから、ある限界でものを言っておると思うけれども、しかし、あなたは文部大臣と違つてやたらやめたりなんかするあれじゃないですか。一年や半年でやめたりするわけじゃない。まだまだあなたはこれから先につつとやるわけですから、文部省で、そうすると、やっぱりその立場でのものの考え方ね。やっぱりあれですよ、戦後、敗戦によって大ダメージを受けたあの中から逆に人間を尊重しなきゃならぬ。人間の尊厳というものを、新しい日本をつくるに、あらためて従来のような考え方が、飛躍的なあれやらなきやならないという考え方が教育の中にあつた。そういうことが、先ほど宮の原委員の提案者としての意見の中にもあつたように、権利意識としてにかく教育を受けさせようと主張しようと、そういうふうになつてきたと、私は外部が燃えて、私はほんとうにこのころ見ていて、心身障害の子供さんたちを持つている親たちの嘆き、その嘆きの中からも、何とかして自分の子供に教育を受けさせなきゃならぬというふうな意欲がもうわき立っているということ、これは新聞を見ても、雑誌を見てもどこにも出てくることなんです。私もわりあいいたんねんにそういうものを切り抜いておるほうですけども、そういうわき立ちに対してあなたたちのところは水をぶっかけるというやり方です、正直に言つて文部省の態度というのは、それを受けとめてやるという考え方、いろいろな制約があつてなかなかいいわけでもない、心としては、そうだとはいふようなことがいまあなたはなけりやならぬのね。文部省というのは、そういうあれがどうもないように思ふ。この点はどうですか、あなたさう思ひませんか。責任の問題とか、何とかいうことを言つたらだめですよ、そんなことは言わぬでいいんだ、何もあなたの責任追及するとか、何とかということじゃないんですから。ものの考え方として、教育の条件をつくるということが最大の使命である文部省として、教育をどうしてやる、心身障害の子供たちに対する教育というふうなもの

のは、あるいは一生ベッドの上にいて社会的活動ができないというふうな子供があつたところで、その生きていくうち彼らがやっぱり学校の先生が来ると、介護の先生なんか来ると非常に喜ぶというふうなことを新聞の記事なんかで見ると、それが、ものを覚えるというふうなことを喜ぶ、そういう伸びようとする気持ちにこたえるようなやり方は、それは、その場の計算ではなくて、絶対人間として必要なんだ、その人間の欲求を充足させるという責任が文部省にあるんだというふうな、そういうたてまえに文部省は立てませんか。限界、限界といつてもそう言っているのだから、そうあるべきでしょう、どうですかあなた、どうなんですか、そのところは。

○政府委員(岩間英太郎君) そうあるべきであるということにつきましては、別に私は否定をするものではないでございます。しかし、私どもは行政官でございますから、これは実際に私がそういうお子さん方を預かりして、そして教育をするという立場にないわけでございます。多くの先生方にそういうことをお願いしなきゃいかぬ。先ほど先生から御指摘になりました多くの先生方、ほんとうに私もありがたいというふうな気持ちで一ぱいでございますけれども、そういう方々にお願ひしなければならぬ。それから数多くの学校もつくつていく、まあ数多くの教職員を確保していくということになりますと、やはり非常に熱心に二十四時間教育までやっていただけるといふような先生方ばかりを期待するわけにはいかぬ。どうしても、その平均的な先生というものを頭の中において行政をやらないと行政自体が間違つてしまふということになるわけでございませう。そういう意味では、行政官というのは、ある程度非常に冷静と申しますか、先生方から見れば、薄情というふうな表現になる場合もあるかと思ひますけれども、こういうすべての先生方に二十四時間のお世話をお願いするといふようなことはできないわけでございますから、そういう意味の計算をする、それに対するいろんな手当てをするというふうな立場にあるわけでございまして、そういう立場が冷たいとおつしやられれば、そういうこともあるかもしれませんけれども、私は、先生が先ほどお述べになりましたような気持ちでやりやつていくと、しかし、やっていること自体が、そういうふうな思われなくても、これはある意味ではしかたがないというふうな考へるわけでございませう。

○小林武君 相当あなたは頭が痛いね。私は、あなたの頭のかたさというのはいさよと理解できないんですよ。私は、いま直ちにあなたにやれなということを言っているんじゃないですよ。あなたは、いま何かお話の中に、教員みんなに要求してもだめだかというところ、やってくれるかどうかというふうなことがあつたようですが、違いますか。そんなことは言ひませんか。——言わな

るようなことでも、その人間の人間としての尊厳性を認める意味で、その子供に最大の努力を払ってやるというその行き方をあなたたち肯定しないとしたら、特殊教育というものは、もうこれであんなたちの手で枯らされます。そのことを直ちに予算化してどうしていかなかったとか何とかなんというのを追及されると思つていろいろあなたを防線張つてゐるのか知らないけれども、原則としてのその考え方について進めていくという、それは当然のことだと思つてゐるかどうか、それだけ聞かせてもらいましょう。

○政府委員(岩間英太郎君) そうしてやりたいという気持ちでやつております。

○小林武君 それをさつきから言へばいいじゃないか。たとえば、そういうことであるならば、宮之原委員の提案と一緒に。しかし、宮之原氏の提案は、一つの理想を述べて、あなたたちのほうは、一つの文部省という役所の中にあつていろいろならぬかみ合ひからなかなか一挙にしてそこまで到達できないという悩みがあつても、その発展の当然到達する目標に対しては共通の考えであるということだけは言つておかぬという、これはだめだと思ふんです。きょう、そこに厚生省の方も、それから労働省の方も来ていらつしやるけれども、これはもうあれだと思ひますね。文部省のほうは率先そういう考え方に立つてゐるということと言わなかつたら、この三省の連関のもとにやつてもらわれないと、障害児教育の対象になつてゐる人たちにそれは非常な不幸が来るわけですから、その点はつきりしておいてください。こんなことで長々とやらなければならぬというのはどうもおかしな話だけれども、この前から、三日がかりでようやくそこまで、限界、限界で、その限界はすすの容易じゃない。

限界がありますから、限界、限界というんですけれども、「特殊教育」というものを書いてゐる学校教育法の第六章の問題でございすけれども、宮之原提案の中に、「特殊教育」というそのことは改めなければならぬという主張があるわけ

す。この点は、特殊教育ということの響きがどうも普通教育の対比の中で考へた場合おかしいというが、心身障害児の教育といった場合にはこれはどうですか、特段あれですか、普通教育といつたものと対比して提案者としてはすんと胸に納得するといふ説明、それをちよつと聞かしてもらいたいです。わかりませんか。

○宮之原貞光君 もう一回、すみませんおつしやつてくだされ。

○小林武君 この改正する法律案の中に、特殊教育というふうなあれを使つてくれ、こういうわけでしょう。それで、これを「特殊教育」ということばを使つてゐるのを、それを「心身障害児教育」と、こういうふうにしなればならないというその考え方は、特に大きな意味がありますか。

○宮之原貞光君 正確に言いますと、私どものこの法案は心身が抜けて「障害児教育」というそのものずばりで出しておるわけですから、もちろん、その中身としては心身を含むわけですから、しかし、その意味というものは、先ほど来質問者がいろいろただしておられるそこにも基本を踏まえておるわけですから。少なくとも、やはり国民である以上、人間である以上は、だれでも憲法の二十六条の言う教育を受けることとの権利があり、また、教育基本法三条の教育の機会均等がある。したがつて、やはりこういう子供でも教育の面から見ればやはり可能性のあるそれを育てていく、引き出していくのが教育の仕事なんだ。そういう立場に立てば、小学校教育、中学校教育、高等学校教育、幼稚園教育といふことのほかに、特殊教育という「特殊」ということばがすでにそれは差別的の観念を持ち出しておるんじゃないか。むしろそれよりは、そういう特殊視するよりは心身の障害のあるところの子供に対してどういふ教育をするんだという障害児教育といふのがまさに憲法二十六条の示すところの教育の方針に合致するんだというのがこの提案のものの基本的な考え方なんです。ただ、この間も議論があつたわけでありすけれども、本来ならば、障害児教育の教育のあり方も普通教育の

なか、小学校教育、中学校教育、高等学校教育の中で行なわれなかなければならぬけれども、重度のや

り心身障害という子供がそういう小、中学校の中

で一緒に勉強するといふことには非常に問題点があるとするならば、そこを盲学校なり、ろう学校

なり、養護学校で十分やはり学習をさせていく、子供の教育権を育てていくというその中身がい

ゆる障害児教育なんだ、こういうものの考え方です。それから、特殊教育といふものの考え方と障害児教育といふものの考え方とは先ほど来あなたがお

つしやつたやうないわゆる文部省の考え方の教育の境界論といふものがやはりこれに私はからんでお

るんじゃないかと率直に思ふんです。したがつて、このことばを取り除いてもらいたい、「障害児教育」にしてもらいた

という声は、二、三、四年以来、参の文教委員会でも多くの委員の方から指摘されてゐる。与党の皆さんからも指摘されてゐる。そのつど文部省の答へとしては検討させてくだされといふ形でずっといままできた。その一番もとは、私はやはり先ほど質問者がしつこくただされておるところの教育の境界論、そこらあたりがあるからじゃないだろうか。そうすればするほど、これはやっぱり教育のあり方という基本に立ち返るとするならば、特殊の壁を取つ払つて、障害児教育そのもので教育をするという方針こそが、いまさつきよく認めたところの理想像に近づくところ、あるいはそれを達成するところの私は教育のあり方としては正しいんだ、したがつて、き

わめてこの表現は、単に文字の表現でなくて本質的なやはり障害児教育のあり方の体をあらわすものだ、こ

ういふふうに、私は見ておるわけですから、提案者としては、こ

これは何故でも障害児教育といふことでやつてもらわなければ困

ります、こ

ういふ考えです。

○小林武君 局長にお尋ねしますが、障害児教育に直したつて金がかかるわけでもないんだし、こ

れは検討、検討といつてすいぶん長いこと検討しておつて、結論出ないのはどういふわけですか。

特殊教育といふことをどうしても守つていかなければならぬという理由があつたらひとつ述べてもらいます。

○政府委員(岩間英太郎君) 名称の問題でござい

ますが、名称の問題、非常に重要ではござい

これはもう与野党の中でも大体一致した見解だといふことは提案者が言っておる。文部省がそれについていろいろ検討してみましよう、こう言つて検討した。どんなところへはかつて、どういふ一検討をなさつたのか。たとえば、実際に障害児教育をやっている人たち、そこで苦勞なさっている方々、そういう人たちの意向というふうなものもくみ入れて、そして十分討論した末に出した結論だとおっしゃれますか。あなた言ひ切れませんか、どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもは、検討と申しますと、やはりそういうふうな学校の校長先生のお集まりの機関があるわけでございますから、そういうところの御意見も承っているわけでございます。それからまた、私どものほうでも、内部でいろいろ意見を交換しているわけでございますが、これは事柄をどちらのほうが正確に表現をしているかというふうな問題とちよつと別なような感じもするわけでございまして、いわゆる語感と申しますか、そういうふうなものも入るわけでございますが、したがって、純粹に、理論的にこちらが正しい、こちらが悪いというふうな割り切り方のできにくい問題でございまして、ある程度定着をして、そして障害児教育と言へば、皆さんもこういう子供さんの教育だといふふうなことがすべての方に理解できるように、ある程度社会的な共通な素地というものが私どもは必要じゃないか。どの程度定着するかといふことも一つの必要な要件じゃないか、そんなことをいろいろ検討しているわけでございまして、純粹に、理論的に割り切れないという面でも私どもの内部にもいろいろ意見がございまして、それをさらに考えているところでございます。こちらがいい、こちらが悪いといふところまで、まだいいないといふふうなところでございます。

○小林武君 このあなたのお話し聞いていると、校長さんに聞いたとか、あるいはいろいろな意見聞きましたといふけれども、あまり、組織的にこの問題について出された議論をひとつよく検討した

しますと言つたその答へについての、回答の手続といふことから言つて、さっぱりあまり中身がなかったように思ふのです。私は、やっぱりこういう問題については、何といつても一番有力な意見になるのは、実際に子供を預かっている者です。先ほどもちよつと長々と調査のことについて申し上げましたけれども、障害児教育をひとつやってみようといふような気持ちでそこへ入り込んでいった人たちが、すぐ変わるなら別ですが、ほとんどの一生その中でやっていると云う人がなければ障害児教育なんといふのはできるわけないんです。あなたのほうでも、もう専門的な教師といふものを非常にほしがっているのでしょうか。そういうものがなければだめだといふことよくおわかりなんだ。そういう専門的な教師の養成といううなことは、結局片方においては、このことについて自分の教師の生活というふうなものをかけてみようといふようなそういう意欲のない人からは出てこないんですよ。だから、私はもつとその点についてはあなたのほうで、まあ何というか、国会で言つたことなんて片方の耳から聞いて片方のほうから出してやればよいといふふうな式のものでなくやつてもらいたいのです。そういう約束してもらえますか。今度はやつぱりそういうことについて、みんながだめだといふことになつたら提案者が何と言つたつて、それはみんなが、大多数の人間がいややつぱり特殊教育がいいなんといふようなことであるならば、提案者の側のほうは、間違つた把握をしていたといふことになるかも知れない。しかしながら、そういう手続を経ないで、しかも第一線で一番苦労している者の意見といふようなのをくみ入れないで、まあまあなれていくからといふようなこと——あなたのほうだけなれていくのであつてね、現場のほうではさっぱりそのことについて障害児教育に一生懸命やろうなんていふような意欲わいてこないわけですから、私は、それについては今度はしっかりやつてもらいたいと思ふのです。はなはだ悪口ですけれども、文部省がいろいろな審議会だとか

委員会とかやるとほんとうに議論するようなやり方やっているのですか。私は、何度か、何か文部省の人たちが主宰する団体のあれに、二度出たことありますけれども、びつくりしたことは、まあ各種そのほかのあれでもそうですが、いわゆる学識経験者とかなんとかといふ方がいらつしやる。それからわれわれも尊敬するような方もいらつしやる。そういう方々が活発な意見を展開するといふようなことがあまりないように思ふのです。ここらでおつしやつたらどうだろうなと思ふところまでさつぱりおつしやつてない。私は、はなはだ第一回目に出たような席でそういうことを言つてたいへん皆さんに失礼だとは思つたけれども、私は、これは言わなきゃいかぬと思つた。文部省の役人の持つてきたものを見て、大体原案に賛成していいやいんだといふような考え方なら、一体、学識経験者も何も要らないわけだといふことを、これはもつとも一回か二回出た私の観測ですから、これは当たっているかどうかかわからぬけれども、私は、その活発な議論の聞けるような、そういうやり方をひとつ検討する必要があると思ふのです。そう思いますか、どうですか。そういうお約束していただけますか、いまの名称の問題ね。これは名称別に金からぬわけですからね。

○宮之原貞光君 ちよつと、文部省が答える前に、私は先ほど与野党間でやはりこの問題は意向が大體同じ方向にあると、こう申し上げているのは、やはり国会におけるとこの議論の、質疑、答弁の中から、やはりそういうことを確信を持つて申し上げておるんです。それだけちよつと若干披露いたしますと、これ昭和四十四年の四月二日ですよ、五年前です。これ衆議院の文教委員会です、やはりこの名称の問題が議論をされておるのです。その議事録によりまして、いわゆる憲法二十六条の教育権は、障害の有無によつて差別されることのない厳密な国民の権利であり、したがつて特殊教育、いわゆるスペシャル・エデュケーションではなく、エデュケーション・オブ・ハンディキャップの意味で、名は体をあらわすといふが、この用語は適切でないと思はれるが、どうかといふ質問があつた。これに対して当時の文部大臣の坂田さんは、ヘレン・ケラー女史の母校のパークス盲学校の卒業生のミスター・スミダスの例をあげながら、人間の可能性の偉大さをどうと述べておられると同時に、この質問の趣旨に全面的に賛意を表して、ことばといふものは、いろいろ誤解を招いたり、あるいは適切でなかつたりしますので、今後十分検討したい旨答弁をしておるわけです。四年ですね。

それから六十五国会で、これは参議院の内閣委員会です、これは当時のたしか上田哲君からの質問に対して、政務次官の西岡さんですね、これはいま自民党の文教部長ですけれども、その当時でありましたが、当時の坂田さんも病気で、秋田文相が代理であつたときであります。そのときに、代理の文相の答弁も、これはそのことについて賛意を表しておられるのですよ、そのことについて。そして、むしろこれは「障害児教育」ということが適切じゃないだらうかと思ひますといふ答弁を秋田さんもやつておられる。このころから文部省は前向きに検討します、検討しますといふことばですつと来ておる。

○宮之原貞光君 ちよつと、文部省が答える前に、私は先ほど与野党間でやはりこの問題は意向が大體同じ方向にあると、こう申し上げているのは、やはり国会におけるとこの議論の、質疑、答弁の中から、やはりそういうことを確信を持つて申し上げておるんです。それだけちよつと若干披露いたしますと、これ昭和四十四年の四月二日ですよ、五年前です。これ衆議院の文教委員会です、やはりこの名称の問題が議論をされておるのです。その議事録によりまして、いわゆる憲法二十六条の教育権は、障害の有無によつて差別されることのない厳密な国民の権利であり、したがつて特殊教育、いわゆるスペシャル・エデュケーションではなく、エデュケーション・オブ・ハンディキャップの意味で、名は体をあらわすといふが、この用語は適切でないと思はれるが、どうかといふ質問があつた。これに対して当時の文部大臣の坂田さんは、ヘレン・ケラー女史の母校のパークス盲学校の卒業生のミスター・スミダスの例をあげながら、人間の可能性の偉大さをどうと述べておられると同時に、この質問の趣旨に全面的に賛意を表して、ことばといふものは、いろいろ誤解を招いたり、あるいは適切でなかつたりしますので、今後十分検討したい旨答弁をしておるわけです。四年ですね。

それから六十五国会で、これは参議院の内閣委員会です、これは当時のたしか上田哲君からの質問に対して、政務次官の西岡さんですね、これはいま自民党の文教部長ですけれども、その当時でありましたが、当時の坂田さんも病気で、秋田文相が代理であつたときであります。そのときに、代理の文相の答弁も、これはそのことについて賛意を表しておられるのですよ、そのことについて。そして、むしろこれは「障害児教育」ということが適切じゃないだらうかと思ひますといふ答弁を秋田さんもやつておられる。このころから文部省は前向きに検討します、検討しますといふことばですつと来ておる。

なお、四十七年の五月三十日、本院の文教委員会です、私がこの間も同じ説明いたしましたように、私の質問に対しても、初中局長のほうからは、検討さしてくだされと、こう言つております。そうしたら、一番私の質問の最後のところに、与野党の橋正俊君から——当時の理事、いま通産政務次官です、彼から、「いま宮之原委員の御質問でございまして、先ほどの用語——ことばのことです、それは文部省のほうでも研究をするといふお話でございまして、それに関連いたしまして、ああいう欠陥を持たれた御両親の気持ちというのには非常にデリケートなものがございまして、養護学校といふならまだいいんですけれども、学校の場合には養護と使つておいて、学級となるとわざわざ特

なつたら提案者が何と言つたつて、それはみんなが、大多数の人間がいややつぱり特殊教育がいいなんといふようなことであるならば、提案者の側のほうは、間違つた把握をしていたといふことになるかも知れない。しかしながら、そういう手続を経ないで、しかも第一線で一番苦労している者の意見といふようなのをくみ入れないで、まあまあなれていくからといふようなこと——あなたのほうだけなれていくのであつてね、現場のほうではさっぱりそのことについて障害児教育に一生懸命やろうなんていふような意欲わいてこないわけですから、私は、それについては今度はしっかりやつてもらいたいと思ふのです。はなはだ悪口ですけれども、文部省がいろいろな審議会だとか

それから六十五国会で、これは参議院の内閣委員会です、これは当時のたしか上田哲君からの質問に対して、政務次官の西岡さんですね、これはいま自民党の文教部長ですけれども、その当時でありましたが、当時の坂田さんも病気で、秋田文相が代理であつたときであります。そのときに、代理の文相の答弁も、これはそのことについて賛意を表しておられるのですよ、そのことについて。そして、むしろこれは「障害児教育」ということが適切じゃないだらうかと思ひますといふ答弁を秋田さんもやつておられる。このころから文部省は前向きに検討します、検討しますといふことばですつと来ておる。

なお、四十七年の五月三十日、本院の文教委員会です、私がこの間も同じ説明いたしましたように、私の質問に対しても、初中局長のほうからは、検討さしてくだされと、こう言つております。そうしたら、一番私の質問の最後のところに、与野党の橋正俊君から——当時の理事、いま通産政務次官です、彼から、「いま宮之原委員の御質問でございまして、先ほどの用語——ことばのことです、それは文部省のほうでも研究をするといふお話でございまして、それに関連いたしまして、ああいう欠陥を持たれた御両親の気持ちというのには非常にデリケートなものがございまして、養護学校といふならまだいいんですけれども、学校の場合には養護と使つておいて、学級となるとわざわざ特

特殊学級と、こう言っているんですね。一般の普通教育とまざって特殊学級というところに入れていられる御両親なんか、どうも、気がひけるというか、肩身が狭い」と、こう言っておられる。したがって、この特殊学級ということばも含めて、この問題についてやはり検討し直してもらわなきゃ困るという、賛成の意見が出ておるのであります。したがって、こういう私は、やはり国会のこの問題に関するところのいろいろなやりとりの中から、すでに少なくとも、事この問題については、大かたのやはり意向というものは固まりつつあると思う。その点が、文部省がまだ検討します、検討しますというの、いろいろなまた審議機関にかけられるかどうか知りませんが、私は、やっぱり率直に言って、一体こういう時期の中で、もう踏み切る段階であるだけに、踏み切るという意向でもって各層の皆さんの意見を聞く態度を持つものかどうか、その積極的な姿勢があるのかどうかというところに私はかかっているんじゃないかと思うのですよ、このことは。先ほど十年後、二十年後になれば、また、いま指摘されたとおり、障害児教育ということもどうなるかわからぬと、こういう向きの話があったんですけれども、少なくとも特殊学級と、特殊教育ということよりもいいというところは明白なんですから、それを改めて、二十年、三十年後にまたことが悪いというならば、その時世のまた国民の要求に沿って改めるのは、これは何らかまわぬと思う。そのことによって私はお役所の権威が落ちるものとはさらさら思わない。それだけにこの問題は、先ほど来申し上げるように、この障害児教育の基本にかかるところの問題だけに、単に名前だけの問題じゃないと、こう申し上げておるわけです。

○小林武君 いまの宮之原委員の説明で、局長はつきりしたでしょう。与野党みんなだれもが常識的に考えても、これは子を持つ親の立場になつて考えれば、そっちのほうがよろしいということになっている。あなたはどこの校長さんの話を聞いたのかわからぬが、あなたは校長さんがそう

言ったとかんとか言ってますが、私はやはり聞いてもう文部省はあまりこたわることはないんじゃないか。つまらぬところにこだわるのが文部省の特徴みたいな誤解されるおそれがありますからね。こんなけちな考え方をしているなんていうようなことを日本の文部省が宣伝されるのもどうかと思うから。今度はどうなんですか、あなたたちのほうの省議とか、あるいは何かいろいろあるでしょう、そういうところではつきりこの問題についてケリつけましようという、そういうようなことは一体どうなんですか、約束できるでしょう。文部大臣が二人も三人も答弁に出て、そのほうがいいですなと言っておいてできないというのは、これはもうやっぱりあなたたちのような局長とか次官とかいうえらいのがみなじやましているからだというふうに理解されそうですからね。そういうことになりましたよ。与野党のほうでもなかなかつきりしたことをおっしゃってくださいた方もある。決着つけなきゃならぬときだと思ひますけれども、そのことについて、きょうは大臣はここへ出てこないわけけれども、あなたは大臣はここへ出てこないわけけれども、大臣にもあなたから話をし、この問題のやはりケリはもう今国会でつけるべきだと、これからあなたの方から何かここへ出るときには、障害児教育ということを出してくると、こういうふうになるようにはからうというあなたの答弁聞きたいんですが、どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいまここに法案が提出されているわけでございますから、これについての国会の御意思をきめていただければ私はそれで済むんじゃないかと思ひます。ただ、障害児教育といった場合に、先ほど申し上げましたように、まだいろいろな種類があるわけでございまして、重なつてまいりますと、六十種類ぐらいの障害の種類があるわけでございます。そういうものをどういうふうに考えていくのかという問題もあらうと思ひます。それからもう一つは、たとえばろう学校というものを聴覚障害児学校とかりに改めます場合には、いままで一字で済んだもの

が五字になるわけでございます。たいへんむずかしい漢字を使うわけでございますから、そういうふうなものが一般の国民生活と申しますとちよつと大げさでございますけれども、という場合にどうなるかと、いろんなまだ御意見があらうと思ひます。そういうものを御判断の上で、国会の御意思としておきめになるということにつきまして、私も、別に反対をするというふうな筋合いのものではないというふうな考えるわけでござい

○小林武君 重ねていまのことを申し上げますと、あなたこたわっているようだから、こたわることはないですよ。たとえば盲学校、ろう学校ということだつて、もしかりにそれが障害児教育となつた方がいいじゃないですか。皆さんどうですか。あなたたちは上品に育っているからそういう経験ないか知らぬけれども、私ならば目の見えな人に対して何と一体言ふか、ものを言えない者に対して、そういう悲しい運命を背負ってきた子供に対してどんな一体、何というか、ひやかしことばというか、悪罵を加えるようなことは相当ことばとしてあるわけだ。そのことをそのまま書いたような私は名前だと思ふんですよ、盲学校、ろう学校。しかしこれは、教育として、学校としてやってきているからあのことはまたそういうような悪罵を加えるようなあれにはないけれども、そういう最も具体的な形で出しているような名前というのが私はあまりいいとは思つておらぬのですよ、これは。だからそんな心配なんかあまりしなくていいところまで皆さんの大体発言できているんじゃないか。しかしながら、こういうことというものは、いろんな角度から検討しなけりやならぬということだけはそれはわかります。人間の気持ちにかかわる問題です、実際の当事者が一体どんな受けとめ方をするかということがあるわけですから、私は、慎重を期してやるべきだと思ひけれども、いつまでたつても一体それについて結論を出さないなんていうやり方はだめですよ、それは。どうぞ、そういう点でお考えを願

いたい。それで早急にやつてくだされい。次に、文部省に――労働省からもおいでくださつて、それから厚生省からもおいでくださつて、それから、ちよつとやはりいつまでも待つてもらふのも申しわけないと思ひます。ちよつと順序を変えますがね。文部省に先にお尋ねするんです。文部省はいわゆる障害児の教育、われわれでいえば、特殊教育というものを非常に長いことやって、長いことつて、そのことをまあ条件を満たすために、いろいろ教育条件を満たすために努力されているけれども、そしてだんだん文部省よりもむしろ子を持つ親というか、日本の社会の中にそういう声が出てきた、強くなつてきた、私はこのころほんとうに驚いているんです。昔ならば、とにかく自分のうちにある障害を持った子供なんかいと隠そうというふうな考え方のほうが強かつたけれども、人目に触れさせまいという考え方がもう持てるものならば、そうそういう気持ちがあつた。それがいまでは教育してもらいたいというあれに変わつてきているということは、これはわれわれ受けとめなきゃならぬところだと思ふのです。そしてまた、教育を受けるといふいうことは、教育から隔離されているような形になつて、子供たちから見れば、ものすごく喜ぶというところ、この間もちよつと新聞の記事を見たら、巡回の先生が行つたらとても喜んだということ、そういう時代に変わつてきたんですがね。同時に、先ほどの担任を引き受けたという、担任をやらうかといった動機の中に、社会に出て何とか社会の中で暮らしていきなさい、こう言っている、そういうふうにしてやりたいという願ひね。これはまた子供、生徒でも同じだと思ふのです。そこで、文部省は一体社会復帰に対してどのぐらい熱意を持っているかということをよくあらわすのは、文部省とか厚生省とかいうところを、労働省もそうでしょうけれども、労働省とかいうところはいろいろな角度から考えて率先してやらなきゃならぬことがあると思ふのですよ。たとえば文部省あたりならば、心身障害を持つてお

でもりっぱに働きができるというような者は文部省の職員の中に採用するとか、文部省が少なくとも、その教育についての意味での中心だということであるならば、車いすに乗った人が何か意見を述べに来ることがあつて行つたならば、その車いすが通れるような配慮をするとか、そういうことを率先してやらなきゃだめだと思ふのです。そういう意図についていうものは文部省にあるんですか、どうなんですかね。私は文部省というところはなかなかそういうことではないと思ふのです。学歴偏重の世の中けしからぬとか、われもわれもと大学に行かなきゃならぬとは思ふぬとかいうようなことを言うから、文部大臣に私がそれでは文部省では学歴偏重というような弊害を第一に文部省からひとつ排除したらどうですかと言つたら、なかなかどうも採用条件がいろいろあつてそれはできないというふうなことの答弁が返つてくる。それでもほかの省よりも少しは民主的だと、この間、文部大臣が言つておつたけれども、どのぐらい民主的なのかよくわからぬけれどもね。そういう考え方を直ちに実行に移すというふうな考え方はないですかね。どうですか。たとえば厚生省のようなどとか労働省のようなどところは、たとえば身障者の中でもやたらみんな全部身障者にするわけにもいかぬでしょうけれども、やはり役所としてそういう人たちは職場の中に迎え入れてやるという、そういうあれは文部省、どうですか、やる気ありませんか。どうです。

○政府委員(岩間英太郎君) 職場に心身障害者の方を受け入れることにつきましては、これは労働者のほうで一定の基準がございまして、その基準に達するように私どもとしても努力をしているつもりでございます。また、文部省においてもこればおわかりになりますように、心身に障害のある方がかなりおります。現在、課長でも一人おります。そういうことで、職場に適当な方は私どもも積極的に迎え入れる、こういうふうな態度でおるわけでございます。ただ、文部省の中には、本省だけではございまして、国立学校、それから公

立学校等も職場の中にあるわけでございますが、現実問題として、学校なども全体として考えました場合に、どの程度お迎えできるか、これは、特殊教育小学校におきましてはかなりお迎えしているわけでございますけれども、一般の小中学校あるいは高等学校でお迎えしている率というのは、これはなかなか私どもの理想どおりにはついていないと思ひます。しかしながら、労働省のほうでそういうふうな、そういうことをすすめるようなたしか法律があつたと思ひますけれども、基準があるわけでございますから、そういう方向で努力をしたいということでございます。それから、特殊教育小学校におきまして職場復帰の問題があるわけでございまして、たとえば盲学校、ろう学校でいろいろ職業の開拓等も行なつております。しかし、これはなかなかむずかしいでございます。世の中がどんどん変わつてまいりますと、職業の分野も変わつてまいるのでございまして、せっかく学校で教えたことがそのまま世の中を通じていかない、あるいは変わつてくるという場合がございまして、これは非常に私どもの頭の痛い問題でございます。できましたらこれは個人的な見解でございますけれども、そういう方々を専門に受け入れて、ほかの方々が入れないような職場というものができないものかどうかということも考えておるわけでございまして、この問題は、今後の非常に大きな課題であるということでござい

ます。○小林武君 いろいろお話があつたけれどもね。文部省で一体、そういう者を採用するべきだと思ふのです。あなたたち教育という問題をやつていふのです。教育の問題をやつておいて、そして、その目標の中に社会復帰というふうなことを言っている。特にあなたたちのほうの学校教育法なんかを見ると、明らかにその中に境界線を引いたような法律の条文になつていふ。だから、私は、そういうあれを抜け切るために、それは、採用の人数なんというものはおのずからそれは機能の上から見て十分配慮しながらやらなければならぬ

けれども、身障者を特に採用するというようなやり方はいままでもやつてないでしよう。私は、文部省という役所で、そういうことをやるということとは非常に大きな意味があると思ふのですが、そういう方向に行くべきだとあなたは思ひませんか。どうですか。○政府委員(岩間英太郎君) これは、労働省のほうでそういうことも進めているわけでございまして、から、その精神に沿ひまして、身障者の方々が中央官庁におきましても一定の率が確保され、また、さらに必要があれば、それを上回るといふふうなことは私は必要であらうというふうに考えております。

○小林武君 まあ、ひとつ歯切れよく返事をしてもらいたいです。採用することです。文部省がやはり、たとえ数は少なくとも、このポストには身障者をひとつ新たに採用してやろう、そういうことによつて、心身障害者を持った人たちに勇気を与えようというふうな、そういうことも含めた立場に立つて、文部省が——それは数たくさん入れなければならぬことではないですよ。少なく入れてくれということをやつていふのはないですよ。数の問題じゃなくて、そういう精神をやつぱり文部省という役所で先にやつてもらいたいという事です。これはどうなんでしょう、厚生省とか、労働省なんというものは、そういう省の職員の採用ということについては、そういうあれは特別に考えておらないわけですか。

○説明員(加藤孝君) 現在、身体障害者雇用促進法というのがございまして、その法律によりましては、官公庁では従業員のうち一・七％、それから現業の官公庁では一・六％の身体障害者を雇用するように定めなければならぬことになつておるわけでございまして。民間につきましては一・三％と、こういうことになつておるわけでござい

ますが、その雇用率の達成状況について申し上げてみますと、官公庁は一・七％に對しまして、かろうじて全体としては一・七％と、こういう状況でございます。しかし、それは官公庁全体でございまして、各省別に見ますと、まだ未達成のところもあるわけでございまして。それからまた、民間につきましても、一・三％の雇用率に對しまして、全体としては一・二九％と、かつかつのところにておられますが、しかし、個別の事業場ごとについて見ますと、一・三％未達成のところがお三六％ございまして。今後、こういう福祉優先の政治を、あるいは行政を展開していく中で、私どもとしては、何よりもまず心身障害者の雇用促進をはかることがきつて重要である、こういう観点で取り組んでおるわけでございまして、先般、三月の十四日であつたと存じますが、政府レベルにおきましても、こういう民間に對して身障者を雇用してくだされいというのを呼びかける前に、まず、官公庁が率先してやはり雇用していかなければならぬ、こういう姿勢を明らかにする必要があります。あると、政務次官會議におきまして、各省庁が、たとえ雇用率を達成しておらうと、おらないところはおらうと、ございまして、雇用率を達成しておるところといふことも、さらに、心身障害者を積極的にひとつ雇用していくというところで、政府レベルでの申し合せが行なわれまして、各省に對して再度その旨を強く要望しておる段階でござい

ます。各省別の数字を申し上げるのは何でござい

れる、こういうデータをいただいております。

○小林武君 もう一ぺん労働省の方にお尋ねをいたしたいのですが、一番やはり、どうなんですか、省庁のうちに、一番採用の少ないというのはどういふところですか。平均までいかないというのは、

○説明員(加藤孝君) 実は、各省で熱心なところと不熱心なところがあるということで、衆議院のほうの社会労働委員会でもその点が問題にされまして、実は郵政省が未達成であるということ、衆議院の社会労働委員会におきまして、なぜ未達成なのか、今後どういふふうにして達成していくかということが鋭くやはり追及があったところでございまして。そのほか公安調査庁がやはり達成率が悪いということで、いま郵政省、公安調査庁に對しまして、雇用率達成のための特別ないろいろの相談をいたしておるという段階でございまして。

○小林武君 労働省にお尋ねいたしますが、具体的に、これは何というのですか、職場の改革といひますか、これについての労働行政の中ではどういふ手続でやっているわけですか。手続というか、やり方が、何とか就職先を拡大するというようなやり方ですか、どんなやり方で行っているんですか。

○説明員(加藤孝君) まず基本的には、その心身障害者の雇用について国民的な理解といひますか、特に事業主が心身障害者の雇用促進についての深い理解を持っていたかなければならぬわけでございます。で、そういう意味でのまず啓蒙活動といひまして、たとえば毎年九月を、これはヘレン・ケラー女史が来日をいたしましたのを記念いたしまして毎年やっておりますが、九月を雇用促進月間というふうなことでPRにつとめると、あるいはまた事業主の団体に自主的なこの啓蒙活動をさせるということで障害者雇用促進協会といふものを現在各都道府県につくるべく進めておる、それを通じて事業主の自主的な啓蒙をはかっていくというふうなことをしておるわけでございます。

○政府委員(岩間英太郎君) これはまあそのものずばりではございませぬけれども、幼稚園とか小学校、中学校、高等学校の教育をやはり基本

でございます。その場合に、おたくの会社では、たとえば若い人を十人ほしいと、こういうふうな求人申し込みがございまして場合に、あたくの現在心身障害者の雇用状況はどうなっておるかという、その辺の事情を聞きまして、そうして十人のうち何人かはひとつ身体障害者を雇ってくださいますかといふような形での指導をいたしまして、率直に申しまして、最初から身体障害者を雇いたいといふふうな言い方をします事業所は、残念ながらまだきわめて少のうございまして。したがって、一般の求人申し込み込んできまして、せめてその雇用率達成までひとつ採用してくれといふことの指導をしております、そのほか、そういう求人申し込みを受けない事業所につきましても、法律によりまして身体障害者雇入れ計画の作成命令と、雇用について不熱心な事業所については、そういう雇入れ計画作成命令を出すことによりまして身体障害者の雇用を進めると、こういうふうな手続をいたしておるところでございまして。

○小林武君 これは文部省にお尋ねいたしますが、学校教育法の七十一条、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする」とあるのですが、特殊教育の研究いろいろいままであったわけですが、その研究いろいろいままであったわけですが、特殊教育の相当は特殊教育といふのは進歩していると思ふんですが、この「準ずる」といふようなことは、何か小学校のようないふことをやったりやらないやな、心身障害児教育の何といひますか、特異性といひますか、生徒児童そのものに對して密着したその発想がこの中から出てこないよう思ふんですが、この「準ずる」といふことは、どういう解釈したらいいんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) これはまあそのものずばりではございませぬけれども、幼稚園とか小学校、中学校、高等学校の教育をやはり基本

にいたしまして、特殊教育の特殊性を加味した教育を行なうという意味であらうと思ひます。ただ、先生御指摘になりましたように、この「準ずる」といふ、準ずる教育といふ点につきましても、これは改めるべきでないかといふふうな御意見があったことはたしかでございまして、それだけ特殊教育の内容といふものは変わってきている。最近も養護訓練といふふうな新しい分野を加えまして、けれども、どんどん進歩していくのではないかと、そういう面があるわけでございます。この規定そのものが適當であるかどうかという点はいろいろ議論のあるところでありまして。ただ、いまのところ資格と申しますか、という点から申しますと、やはり特殊教育諸学校の高等部を卒業すれば高等学校を卒業したのと同じだといふふうな扱い、それから中学校を卒業しますと中学校を卒業したのと同じなんだという扱い、これは必要であらうと。その必要の範囲におきましては、やはり中学校を卒業して普通の高等学校に進学される方もあるわけでございますから、そういうふうな道を閉ざさないといふ意味では、やはり小学校、中学校、高等学校に準ずる教育をするんだというたてまえは、私は、いまのところ意義があるんじゃないかといふふうに考えます。

○小林武君 この法律案の提案者にもお尋ねいたしたいんですが、私は、やっぱりこの七十一条の「準ずる」云々は、やはり文部省の言う特殊教育、障害児教育の進歩の過程、進歩している現状、また非常に何といひますか、子供を持つ親たちの関心といふようなものが深まってきている現状からいへば、適切ではないかと、障害者を持った子供たちに一体ほんとうに直接効果を及ぼすような教育といふのが考えられていんだと思ふんですね。その点、文部省はやっぱり何か理屈をつけて改めることにちゅうちょしているようですが、それはどがなんばならなければならない理由、もうそろそろこれについて検討に入っているといふぐらひは言わなければ申しわけないような気がするんですが、それがどうかということですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほども申し上げましたが、いまの学制では一番いい点と申しますのは、袋小路がないということがよく言われている

れからこの「準ずる」云々のことについて、官之原委員からのひとつ意見を承りたい。

○宮之原貞光君 これは、一昨日も片岡委員の質問にも答弁をいたしたわけでございますが、確かにこれは私は「準ずる」といふ問題、ひつかかるんですよ。したがって、四十七年の五月三十日の本委員会においても、この問題について「準ずる」といふことはどうも適切でないからこれは手直ししたらどうかと、こういうことをただしたことがある。しかし、これは六十五国会でも、実は参議院の内閣委員会、この問題は問題になつたんです。当時の初相局長の宮地さんはそれに対して、適切なことばがあれば訂正するにやぶさかでないといふ答弁を六十五国会ではやつておられる。それから当時の西岡政務次官も同趣旨のことを言われておるんです。その問題引き合ひに出しながら、二年前の五月三十日の本委員会、これは私は、この問題も先ほど申し上げたところのいわゆる特殊教育云々という問題同様に改めたらどうか。やはり障害児教育は、障害児教育として独自のカリキュラムやいろんなもの、教育内容の問題についてあるんだから、それを打ち出すという意味においても、この「準ずる」といふことを手直ししたらどうかといふことを申し上げたんであります。当時のやはり岩間さん答えて、「今度私は私も中心になりましてこういう問題について一応検討してみたいといふふうに考えます」と、これで終わっておるわけでありまして。これまた二年がかりの検討のようございまして、その後の様子は聞いてないんですけれども、いずれにしても、私は「準ずる」といふ方式じゃなくて、障害児教育は障害児教育の独自のやはりいろんな問題があるわけですから、独自のものをやはり学校教育法の中でも、施行規則の中でも打ち出していくと、こういう方向をやはり明示すべきじゃないかと、このように考えております。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほども申し上げましたが、いまの学制では一番いい点と申しますのは、袋小路がないということがよく言われている

にいたしまして、特殊教育の特殊性を加味した教育を行なうという意味であらうと思ひます。ただ、先生御指摘になりましたように、この「準ずる」といふ、準ずる教育といふ点につきましても、これは改めるべきでないかといふふうな御意見があったことはたしかでございまして、それだけ特殊教育の内容といふものは変わってきている。最近も養護訓練といふふうな新しい分野を加えまして、けれども、どんどん進歩していくのではないかと、そういう面があるわけでございます。この規定そのものが適當であるかどうかという点はいろいろ議論のあるところでありまして。ただ、いまのところ資格と申しますか、という点から申しますと、やはり特殊教育諸学校の高等部を卒業すれば高等学校を卒業したのと同じだといふふうな扱い、それから中学校を卒業しますと中学校を卒業したのと同じなんだという扱い、これは必要であらうと。その必要の範囲におきましては、やはり中学校を卒業して普通の高等学校に進学される方もあるわけでございますから、そういうふうな道を閉ざさないといふ意味では、やはり小学校、中学校、高等学校に準ずる教育をするんだというたてまえは、私は、いまのところ意義があるんじゃないかといふふうに考えます。

○小林武君 この法律案の提案者にもお尋ねいたしたいんですが、私は、やっぱりこの七十一条の「準ずる」云々は、やはり文部省の言う特殊教育、障害児教育の進歩の過程、進歩している現状、また非常に何といひますか、子供を持つ親たちの関心といふようなものが深まってきている現状からいへば、適切ではないかと、障害者を持った子供たちに一体ほんとうに直接効果を及ぼすような教育といふのが考えられていんだと思ふんですね。その点、文部省はやっぱり何か理屈をつけて改めることにちゅうちょしているようですが、それはどがなんばならなければならない理由、もうそろそろこれについて検討に入っているといふぐらひは言わなければ申しわけないような気がするんですが、それがどうかということですか。

わけでありませう。そういう意味で、特殊教育につきましても全然別の教育を必要とする面もあるわけですが、小学校、中学校、高等学校等とは同じような教育をして差しつかえない面もあるわけがあります。特殊教育の中には特殊学級も入るといえますと、これは多少の配慮を加えて普通の子供と同じように扱う、あるいは普通の子供と一緒にやるということも効果があるんだということも言われておりますように、私が心配しておりますのは、そのために、特殊教育というものが袋小路になってしまうんじゃないかという点を一番心配しているわけがございます。そういう意味で、たてまえとしては小学校、中学校、高等学校の教育に準ずる、またできればなるべくそれに近いものにするというふうな考え方、この考え方は私は残してもよろしいんじゃないか。現在の小学校、中学校、高等学校の教育内容がいかに悪いのか、これは別問題として、やはりそれを改良すると同時にそれに準じていくということ、そのたてまえは私はくささないほうがよろしいんじゃないかというふうな感じがいまのところしているわけがございます。

○小林武君 やつぱり何か文部省というところは、私は、一つのやはり非常にかたい一面あると思ふんですよ。全体の日本の教育に対して、おれはほうではこうこうせいというふうな発言力を持つてらんだというふうな意識がついて回つてですね。これね、教員やつたものならそんなことについてはもうあなたのようなこだわり方しません。たとえば何の指導をやるにしたら、子供にやる場合には、その子供自身ですよ、子供を見ないでやるわけにいかぬです。一学級の定数を減らしてくれということ、一斉授業やって同じようなことをみなにやるといことが教育の上では非常にマイナスなんだと、数を減らすということとはにかく一人一人の子供の持てるものに沿うた教育をやりたいんだということです。それでしょ、そういうたてまえに立つたら、これは準ずるなんというものを、準ずるんだと、欠陥を持つてら

だから準ずるんだというふうな、そういう考え方に立つたら、これは話にも何ものもないことになる。これはどこまでもあれじゃないですか、その子供たちは一つのそういう運命を背負つてきた。彼らはそういう運命のもとにいるわけですから、その子供自体をどうして一体最大限に伸ばしてやるとか、教育の喜びを味あわしてやるとかという角度でものをきめないんですか。私が、やっぱりそこらにはこれ学校の先生やつたものならみなそう思いますね。これは体育やつたものなら同じですよ。かりに何か体育のうちの競技だ、陸上競技でもよろしいし、何競技でもよろしいが、りっぱな選手をつくらうということになると、そういうことで目の色変えてやつていらつしやる方もそれぞれる。そういう場合でも、一体その持つてくる素質とか、その持つてくる精神とかなんだかというふうなものを見ないで同じようなことをやるなというコーチがいたら、これはよほどどうかしているコーチだと私は思う。私はきのう何か新聞みたら、南海の野村という監督のあれを見て、いかにかがチームの中の選手の持つてくる素質というふうなもの、持つてくる性格というふうなもの、そういうものをどういうふうな技術の向上とか試合に臨むファイトとかいうものに結びつけるかということに努力しているかということを見てね、これはすばらしい教育者だと実は思つたんですよ。そのことが先に立つていないから私はこんなことについてまでもこだわるんだと思ふんですよ。答弁するときは、ごもっともだとか検討いたしますとか言つて同じことを何べんも繰り返して。これだつてさっきのことと同じですからね、いまあなたが持つてくる考え方というのは文部省でどうしてもあれですか、「準ずる」式のやり方をやらなきゃ気が済まぬということになつてゐるんですか。改めたらいいじゃないですか。検討すると、あなたはおっしゃつたらしいが、検討の結果どうなりましてという報告もこれはしたこともないんだと思ふんですよ。これは不届きですよ、私に言わせれば、委員会の中でとにかくさん議論さし

ておいて、いや、あなたのおっしゃることに反対です。私は全然立場が違いますということでも言うならともかく、皆さんの意見が大体一致したような形で進行していつてだ、責任のある政務次官だとか、何とか大臣とか、それについてごもっともだなどということを言うた場合には、私は検討したら、その検討した結果というものは、その委員会の中において検討の結果、こういう結論が出ましたということをするのがこれは責任のある態度だと思ふんですよ。それをほかふりしておいて、いつまでもたつても内容を改めないというのはおかしいですよ。あなたのほうでいまのようなことをずっと持続していくというふうな気持ちであるならば、もつと前に報告しなければいかぬですよ。これは絶対そういうことで文部省内では統一した見解としてがんばるというわけですか、この教育について、「準ずる」というようなことをがんばるわけですか、どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 具体的な教育につきましては、先ほど申し上げましたように、日々進行しているわけでございますから、いろんな形の本人の障害に應ずるような、それを克服するような教育というものが、これが開拓されていく、したがって、教育の実際の内容は個々の子供にとりまして適切な方法が講じられていくというふうなことに、その点についての先生の御意見について、別段私は異議を申し上げてゐるわけではございません。そうすべきことであると思ひます。しかし、法律上のたてまえとして、こういうふうな特殊教育諸学校というものが小学校、中学校、高等学校に準じて行なわれていくというふうなたてまえ、したがって、小学部を終わつて普通の中学校に入れるというものにつきましては、中学校に入つたら私はよろしいんじゃないかと思ひます。そういうふうな制度上の仕組みとして、どういふふうな考え方いくかといった場合に、「準ずる」といふことは、これは内容から申しまして不適当の点があるといふことは先生御指摘のとおりでございます。何も否定することではございません。

しかし、たてまえとして、こういうふうな表現をとつておるといふこと自体そう非難されるべきことではない。やはり単線型の教育——袋小路にしないという意味を込めてここにこそ表現をしてゐるんじゃないかといふことでございませうから、そのことはそのこととして、制度は制度としてお認め願つても少しも差しつかえないことじゃないかといふふうな考えております。

○小林武君 あなたがなんばるから聞きますが、この「準ずる」といふのは、具体的に言えば、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育のどういふ具体的な問題に準ずるわけですか、それを言うてみて下さい。

○政府委員(岩間英太郎君) 普通の場合でございまして、各教科、それから道徳、それから特別活動といふふうな領域に分けて、まあどの程度の時間数をやつていくかといふふうなこと、その教育の進め方につきましては、これは小学校、中学校、高等学校に準じてやる。ただ、内容につきましては具体的にその障害に應ずるようなやり方で教育が進められていくといふことはこれは必要であると思ひます。しかし、教育基本法的第一条に書いてございまして、その教育の目的というものは、人格の完成といふことでございまして、一人の子供の全体の人間としての人格というものが、円満に発達できるようにするといふその目標自体についても変わりがなければいけません。考え方、たてまえ、そういうものは私は同じような方向で、あるいは仕組み、そういうものは、大体同じようなやり方でやつていけるんじゃないかといふふうな考えております。

○小林武君 大体おかしと思ふね。私はここに三十六条、学校教育法見ると、これは一例ですけれども、「中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。」といつて、「二、三」と書いてある。あなたのほうでは、特殊教育だといふ名前をあなたのほうでつけるについては、子供

たちがきわめて人生にとって重大な運命を背負ってきているわけだ。そうするならば、何も準備するなんていうことを言わなくて、書きよは幾らでもあるでしょう。法律といふにしても、なんでもか、あなたのほうで言う特殊教育という教育、障害児の教育というものを特につけて教育しなきゃならぬということになると、それにはどういう教育をやるかというのとは三十六条のような書き方で何も幾らでも書けるんじゃないですか。それが準備するということになつたらどうしてだめだという理由は一つもないじゃないですか。あなたのほうのあれは、何か準備するにとられるという理由が別にあるように思ふんです。あるあれからいへば準備すると言つたてなかなかな準備しようというところもありませうね。準備するというのはどういふことか。これはまあ国語の辞典が何か引いて、大体準備するというのはどんなことかというふうなことをたくさん書いていますけれども、あんまり具体性がないんですよ。あなたたちのほうの書く場合ね。はつきりここでどうだということを書ける。準備するなんて言わずに書けそうだな。私は書けると思ふ。いわゆる障害児教育、いわゆるあなたたちのいう特殊教育というものを具体的にそのとらえた書き方というものはあるはずですよ。それを書けないというの、私は、それはよくどうかしていいと思ひますよ。あなたたちはよくどうかしていいですよ。早手回しにあんまりよそから突っ込まれても文句の出ないやうなやり方でやっておく。うんと書いて書いたらいいよ、いまや特殊教育というものはどんどん進歩して行くから、そんな時代でなくなつたんだから、こんな古くさい書き方をしたてだめだということなんです。まともな研究した人はみんなそういう立場に立っていますよ。だからもう大体これは世論の大勢はどっちに傾いているかというのを考えられるから、政務次官にしろ大臣にしろ、みんなそれについてやはり検討の時期がきたというのを言っているんじゃないですか。あなたの答弁は答弁にならぬで

すよ。そう思ひませんか。
○政府委員(岩間英太郎君) これは法律上の何とないか、たてまを書いたと申しますか、特殊教育というの、こういうものであるというふうなたてまを書いたわけでございます。別に意図があつて書いたということではございません。これは初めからこういうふうな規定になつてゐるわけでございます。現在の学習指導要領におきましても、小学部においては、学校教育法第十八条各号に掲げる教育目標、中学部においては学校教育法三十六条各号に掲げる教育目標の達成につとめると、同時に小学部及び中学部を通じていろいろな障害を克服するための知識、技能、態度、習慣を養ふというふうなことでございまして、これが原則だと思ひます。今後、養護学校の義務制度というふうなことも、五年後に実施を控えているわけでございます。特殊教育につきましては、先ほど来用語の問題その他につきましてもいろいろ御指摘がございました。新しくどんどん進んでいる分野でございますから、それからまた残された唯一の分野といつてもいいわけでございます。で、いろいろな問題があることは承知しておりますけれども、そういう問題はまあ義務制の施行と関連をいたしまして、さらに検討を要すると思ひます。私は、いまこの準備でどうしてもなければならぬのかということ、がんばつてゐるわけではもちろんございませぬ。準備するというのは、袋小路にしないための配慮としては、私は適切じゃないかという感じもするわけでございます。そのことを率直に申し上げていただけでございます。

○小林武君 これ、さつき中学のことを言ひましたけれども、小学校では、小学校は、心身の発達に依つて、初等普通教育を施すことを目的とする。と書いてある。私は心身の発達の上において、普通の子供はそういうやり方をやるとしたら、悲しいかな非常に大きな運命的な心身の問題のあれが出てきたそういう子供なんです。なぜ一体それについてではもつと具体的な、血の通つたような文章で書けないという理由はないか、と。これは改めなければいけませんというのを言つたんです。準備するなんていうことを何でがなんですか、そんなものを。その当時は簡単にそんなふうには、まあ気持ちとしてはわからぬこともない。これ書いたもつとそれ以前、せめて小学校のあれならば、小学校並みのことを少しでも教育してやりたいというふうな気持ちはわかるけれども、いまやそういう時代ではないです、そういうものの考え方が。何がほんとうであつて、特殊といふのは一段下がつたとか何とかなつたことじゃないんだ、そういうものの考え方をしたらだめなんだよ。心身の欠陥という、そういう運命を背負つてきているけれども、その子供を決して下に見下したりなんかすることじゃないんだ。その子供たちのために、最良の教育をやつてやるといふことを書かなければいかぬですよ。なぜそう書けないかということだよ。だからお役所と教員との考え方の違いはそこへ出てくるんですよ。改めなさいよ、改めるといふばやめなさい。

○政府委員(岩間英太郎君) 準備するといふのは、下に見下したといふような意味は私は全然ないと思ひます。
それから「準備する」と書いてございますのは、現在特殊教育諸学校におきましては、小学部、中学部、高等部と幼稚部と、こういうふうに分けてございまして、その分け方自体もいろいろ悪いか、発達に依つて非常におかしい人は小学部で習つたていいじゃないかと、中学部が高等部と一緒になつたていいじゃないかと、いろいろな考え方はあると思ひますけれども、たてまとしてしまつて、小学部、中学部、高等部というふうに分けて教育をしてゐるわけでございます。そのほうが効果があるというのでございまして、そのほうが悪い、その場合に小学校の教育に大体基本を置いて、それからそれぞれの子供の障害に依つたやうな教育をしていくんだというふうな、これはたてまを書いているわけでございますから、それ

○小林武君 まあこれも、こゝらでひとつそのことはやめましようかな。しかし、あなた謙虚になつて考えたほうがいいですよ。何といつたて心身の発達というふうなことは、小学校の場合を言つてゐるわけだね、それに依つた教育をしななければならぬといふことを言つてゐる。ところが心身の障害を持った人といふのは、その立場でものを考えなければいかぬ。あれのまねさせるなんというふうなことはだめなんですよ。その人の持つて生まつたものの、その上に立つて、非常に大きな彼らは欠陥を持つてゐるわけだから、それをどうして一体どんなあれでもつて彼らのあれを最大限に伸ばしてやろうかといふ文章を書かなかつたら、これにせものなんだよ。だから私は言うんだ。これだけあなた、単なる役所の文書でなく、血の通つた考え方を目的にしたほうがよろしいと思ひますね。私、戦後、北海道の帯広というところで学校ができたんですよ、盲学校、ろう学校が。そのときその校長さんになつた人は、戦前から個人的にやつておつたんですよ。御自身も目が見えない方で、夫婦が非常に協力してそうしてまるで私塾的なあれだったんですよ、そういうふうな私が見ておつたんです。それが学校になつた。いろいろその経過の中で、目の見えな人が校長さんだといふことは不自由なんだね。だれか、奥さ

人が手をつかんでいかなければならぬかと思うように活動もできないというようなことがある。見ていられるという、目明きのほうから見ると能率があるかという、目明きのほうから見て、そういう声が出た。やはり盲学校だつて、目の見えた校長のほうがいじやないかという話が出たわけです。しかし、私は初めそんなことを言われたとき、そうかなと思つた。しかし、いろいろその当時はそのぐらゐのことしかあまり考えなかつた。積極的にそんなことを主張するなという気持ちにはありませんでしたけれども、なるほどそうかなと、やっぱり不自由なんだろうなというぐらゐだった。しかし、実際、一体それじゃ目の見えない子供というのは、あるいはおとなでも何でも、目の見えない人というのは、われわれのような正眼者の心境とはなにか、何というか、いる世界がもう遠くぐらゐのことなんだろう。私は、やっぱり目の見えない子供に、目の見えないわゆる共通の世界の中に住んでいる人がこの子たちに対して教育をしてやるといふ考え方がわからなかつた。しかし、たくさんの特種教育をやる人たちに接触を私もこつちへ来て持つようになつて、そしてほんとうによくそのときああいうばかことを言つて——いまでも北海道では目の見えない校長さんなんというのはいじやないかと私は思ふんだけれども、私は間違ひだと思ふんですよ。ほんとうにその人の気持ちになれるというのはいじやないかと思ふ。だから私は、われわれの単なる便宜とか、それから理屈の上から立つてやるということでは、ほんとうの障害児教育というのはいじやないか、こういうふうな考えです。だから、あなた、やっぱりこの問題については、検討が好きなようだから、いつでも検討いたしまつたということになるんでしようけれども、単なる検討ではなくて、そんな話を少し——私が言つたんじやないかな信用しないだろうから、どういふものかひとつ、めしい人、そういう人が——盲学校の一つの例をとりましたけれども、身体の不自由な人、そういう人たちが一体どういふ心境に

あるかということに立ち至らないで、単なる第三者的な立場からこれは筋が立つているとか立たぬとか言つてゐるのはこれはだめだということをはつきりしてもらいたいと思ふんです。そういう意味でひとつ、今度は本質になつて検討していただきたいと思ひます。

次に、宮之原委員にお尋ねいたしますが、寄宿舎及び寮母の重要性について、「必要欠くべからざる施設であります」と、こう書いておられます。「寮母の重要性はきわめて大きい」とも書いてある。この問題について、これ寄宿舎の重要性、それから寮母の重要性について、もう少し何と申しますか、詳しいひとつ説明をしていただきたい。

○宮之原委員 詳しい説明になるかどうか別ですが、この間も、各県におけるこの養護学校の設置状況を見ますれば、たとえば、多い県は十幾つもありながら、あるいは一つしかないというところの子供たちもきわめて狭き門にならざるを得ない。そのこと自体に非常に大きな問題があるわけなんですけれども、少なくとも、その場合には、親元を離れてこれは寄宿舎に入らざるを得なくなるわけです。そうした場合に、いわゆる、まともなからだでない、ということを考えてみれば、寄宿舎を必ず置かなきゃならないということ、その中におけるこの寮母の任務というものは私は非常に大きいものじやないかと思ふんです。この点、午後から審議されますところの学校教育法の政府提案の中にも、寄宿舎の必置と寮母の問題が出ておるんです。この点は、全くその重要性の認識というところは私は一致していると思ふんですが、ただ、残念ながら、寄宿舎の必置の問題もただし書きがやっぱりあるんですよ。必置しなきゃならないと言ひながら、政府案にはただし書きがあつて、特殊な事情があるときには当分置かぬでもいい云々と、こういうふうなかつたことになつておるという一つの問題点がある。これは、ただし書きが、学校教育の中でどれだけ、自分の間というものがずつとそのまま据え置かれてきて

おるといふことは、普通の小中学校の事務職員とか養護教諭のものをみれば同じなんです。みんな、本法には書かれながら、そのただし書きのために四分の一世紀にわたつてまだ置かれてないというところがあるわけです。そういう点を考えてみますれば、特に盲・ろう学校、養護学校におけるこのいわゆる寄宿舎というものは、これは当分の間では済まされなない。ただし書きは必要ないんです。必ず置かなきゃならぬ、こういうものの考え方ですね。

それともう一つは、寮母の仕事は何かという点でも違ふんですよ。いわゆる政府案は、寮母の仕事は「養育に従事する」と、こうある。私もはあえて「教育に従事する」と、こういうふうに出してゐる。そこに一つの大きな問題の違いがある。言うならば、これは政府にも尋ねてみなきゃならぬ。言ひませんけれども、いわゆる寮母というものは「養育に従事する」という、「養育」とは何ぞやというところが一つの問題点です。私も「教育に従事する」と、言うならば、この寄宿舎を設置を、そこにおけるこの寮母さん、これは二十四時間、子供たちといろいろな面で接触するわけですから、すべて、やはり教育的な立場から寮母さんはこの問題に当たるべきだということ、いわゆる学校であるだけに教育ということ、主体にして寮母というものを置きなさい。政府の原案はそうでない。そこに違いがあるんですが、少なくとも、この問題は、言うならば、寮母の任務はいかにあるべきかという問題に帰着すると思ひますけれども、私は、教育という分野から考えて、寮母さんにも教育的な立場でこの障害児の子供たちに当たつてもらう。また、場合によつては、寄宿舎の中でそういう教育的な、やはりやんなきゃならぬところの生活指導の面というものも相当あるんじゃないかと、こう考えますだけに、きわめて大事な要素だと、こういうふうには提案者として考えております。

○小林武君 宮之原委員、これ、もし、普通の何というか、うちから通学できるというふうなこと

になれば、寄宿舎というのは、それよりも寄宿舎のほうはどうしてもうちから通えるような状況にあつてもいいのだということではないでしょうか。その点はどうか。

私も何度か見についているけれども、何だかわれを催すのだ。親の手元から離れてきて子供たちやっばり大きい子は小さい子を世話していただきますよ。そういうものを見ていますと、あわれを催すのだが、本来これが盲学校、ろう学校というものと、精神障害児等の教育というものが、自分の自宅から通えるような状況にあれば、それが最善だということになるのでしょうか。

○宮之原委員 全くそのとおりなんです。ですから、養護学校は先ほど例をあげましたように、一つしか果にないというふうな、そういう場合でも、好むと好まざるにかかわらず、寄宿舎というものは重要視されざるを得ない。しかし、本来ならば、子供の、先ほど私も提案者の一貫して流れておるところの、ひとしく教育を受けるところの権利があるという立場、したがつて、就学猶予という問題も法律上はありながら、実際は行きたくても行けないでされておるという面から見れば、うんとやっばり学校をやしていくというふうな立場に立つとすれば、本来から言へば、理想的な姿から言へば、これは寄宿舎なんて私は要らないのが当然だと思つています。

○小林武君 そこで、文部省にお尋ねいたしますが、私はこれについては若干、小学校の数ほど、うちから、自宅から通うというふうな形のこれはどうですか、不可能でしょう、何ば将来それに金を投資するといふようなことになつても、どういふものですか、いまの特種教育のたてまえから言つて、どうしてもやっばり寄宿舎というものは、障害児の教育の場合には必要欠くべからざるものになるでしょう。私も、それについてはそんなふうな気がするんですが、どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほどのお尋ねのよう、自宅から通えれば私はそれが一番いいというふうな感じでございますが、そのために、スクー

ルバスの補助金なども出してあります。しかし、小学校のように、各小学校区に一つずつ置くというところ、これはまあ御指摘もございましたが、少なくとも、いまのところは不可能だと申し上げたほうが正確じゃないかと、ただ、寄宿舎のいい点と申しますか、かりにそういう点があるというれば、これは家庭の手がそれだけ軽くなるというふうな点はあろうかと思ひます。御主人の世話をしなればいかぬ、それからほかの兄弟の世話をしなればいかぬというふうな中で、障害児の世話をするというところは、これはたいへんなことだろうと思ひますので、そういう場合に、寄宿舎で預かりをして、寮母が責任を持って養育に当たるというところ、これはその意味では効果があるというふうなことを考えるわけでございます。しかし、原則としては、家庭から通えれば、私は、それが一番いいというふうな感じがいたします。

○小林武君 これはなかなか口で言つても、私も考へてみて、家庭から通えるというふうなことが原則になるようなやり方というのはなかなか不可能じゃないか、やっぱり財政の問題とかからみまゝから、そこで私は、やっぱり寮母というものの重要性というものをこれは考へにやいかぬと思うのですよ。非常に重いあれなんですね。だから、寮母という人たちは、単なる傍にいてやつて、寮中さんでも何でもそんな性格のものじゃない。やっぱりな教育者であり、おかあさんであり、非常なもう一番最高むずかしいことの点じやないかと思ふ。だから、それに対して、どういう一体寮母さんになる人たちはこれからどうしていくのかということ、これはこれから二人に聞きたいのだけれども、単なるあれではだめだし、それとこの労働条件というものを十分考へてやらないといふと、これまた献身的なんといふことばだけのことではだめだ。人間である以上、付き切り、そこにのべつにあれらるというふうなことであるならば、若い人だったら結婚はできないし、結婚してある人であつたらばもうそれは結婚生活がこわれるということになるでしょう。さまざまな角度

から考へて、労働条件をどうするか。それから寮母といわれるような人たちは、何というか、普通の企業の寮あたりにつとめていような種類のあれではないかといふようなことになれば、それに対する考へ方はどんなものか、これは厚生省のほうから私はお聞きしたいのですが、そういう点について、一体、いまは十分ではないけれども、考へ方としてはこゝまで考へているのだというふうなことがあつたら、ひとつ厚生省あたりも述べていたいただきたいのですが、これはお三人にひとつ伺ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 今度の国会にもいわゆる標準法の改正につきまして御提案を申し上げているわけでございまして、その際に、寮母の人数の確保という意味で、寮母の数をふやすような御提案を申し上げてゐるわけでございまして、最低八人は寄宿舎で確保できるというふうなことが中心でございまして、それから寮母の待遇につきましても、これは御案内のとおり、高等学校の先生の、助教諭の俸給と同じような扱いをする。それと同時に、特殊教育諸学校の特殊勤務手当といふことも、手当もそれに加えるというふうなこともやつてゐるわけでございまして、それから資格につきましても、これは現在制限をしておりません。

結論を申し上げますと、私は、ほんとうに熱心によつていただけた方がおられるならば、私は資格に制限をつけないで、どういふ方でも資格、年齢に關係なくお世話をしていただけたらいい方にお願ひをしたい。それと同時に、待遇の改善もできるだけのことはしたい。それから、さらに、その人数につきましても、今度の改正で交代制がとれるようにしたわけでございまして、そういうふうな人員の確保につきましても努力する、そういうふうな総合的に寮母の方に安んじて子供さん方のお世話に集中できるような、そういう体制をつくっていくということが必要であらうというふうな考へております。

○宮之原貞光君 私は、この寮母の問題は、資格

の問題と、いま一つはやはり労働条件の問題に大別されると見ておるのです。問題が、この資格のところがいよいよ先ほど申し上げましたように、寮母というのを、教育というところをウェイトを置きたいいわゆる教育的な面で従事をさせるのか、それとも政府提案のように、「養育」ですか、そういう面に力点を置かうかでは違つてくる。したがつて私は、少なくとも、あるやうな条件、寮母たるべきところの条件、というものをやっぱり明確にして、だれでもいいからやりたい人があるならばといふようなことではだめだ。それだけに、この労働条件のほうも待遇も、いわゆる高等学校の助教諭並みとしないで、よりこの仕事の重要性から見て、いろいろな本俸以外に手当の面で相当やうな優遇して、だれもが来やすいような、来ることの可能性のあるひとつやうな職種にしていくと、そういう二つの面での問題を考へなければならぬ、こう考へております。ただ、具体的にどういふ資格を与えなかならないか、どういふ条件といふところまで実はまだここで明確には御答弁申し上げることができないのはお許しいただきたいと思ひます。ものの考へ方だけを申し上げます。

○説明員(北郷勲夫君) 寄宿舎に置かれます寮母さんについてどういふ資格要件をつくられるのか、私、文部省のほうから伺つておりませんのでわかりませんが、社会福祉施設、収容施設におきましては二十四時間の治療訓練というふうな角度から寮母さんあるいは児童指導員というふうな資格要件を設けてやっていたらいいわけではございまいけれども、養護学校などに行かれるお子さんの場合に、どちらかと申しますと、学校教育の対象としてなりやすいようなお子さんが多いかとも思われますので、その辺の寮母さんの資格の問題あるいは労働条件の問題、こゝに問題にございましては、まあ入ってくるお子さんの障害の程度、そういうものと比較、よく御考慮いただきまして文部省でお考へいただくということではなからうかと思つております。

○委員長(世耕政隆君) 三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
午後二時、再開することとし、暫時休憩いたします。
午後一時二分休憩

午後二時十三分開会
○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案第七十一回国会開法第一二二号を議題といたします。
前回に引き続き、本案に対する質疑を行ないます。

質疑ある方は順次御発言を願ひます。

○宮之原貞光君 この法案は、別名、教頭法案と称されるものでございまして、案文の条項は、きわめて少ないわけではございませんけれども、私は、少ない条項とは逆にきわめて重要な問題を含んでおると思つておるのであります。言うならば、学校教育のあり方の問題、あるいはまた教育とはどういふものかという問題、さらには、学校運営のあり方の基本の問題ともからむ内容のものだと見ておるのであります。一部には、この法律案は、教頭といふものが実質あるんだからそれをただ法文化しただけなんだという説をなす人もおります。それだけに私は、これから相当長時間これらの問題について、いま申し上げたところの諸点について文部大臣なり、あるいはまた、事務局のお考へ方をただしてまいりたいと、このよう考へておるところであります。

そこで、まずお尋ねをいたしたいことでありますが、文部大臣は、「教育」とはどういふものかといふふうな、その教育に対するところの基本的な考へをお持ちか、まず、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(奥野誠亮君) 「教育」とは何ぞやといふあたりまでお尋ねをいただきますと、教育基

本法の第一条に、たしか教育の目的を掲げておつたと思うわけでございます。それに「教育は、人格の完成をめざし」と云々、この規定されておるわけでございます。そういうあらたまったことは別にいたしまして、幼、小、中、高、大学、学校教育を取り上げてもそういう差がございますし、教育はまた何も学校教育だけの問題じゃないんじやないかと、家庭教育しかり、社会教育もあるじやないかと、たいへん幅の広いお尋ねになつてくるんじゃないだろうか、こう考えるわけでございます。しかし、教頭職に関連してのことでございますので、学校教育についての教育でございまして、同時にまた、教育ということは、基本的には人づくりでございまして、また、人それぞれ個性を持っているわけでございますので、いかにして人それぞれが持っている能力、適性を引き伸ばしていくかと、それを助けていくかと、それが教育者の一番努力をしていかなければならない眼目になるんじゃないだろうか、こういうことも申し上げることができんじゃないかと思ひます。

○宮之原貞光君 私、この「教育」とは何ぞやという問題は、確かにいろんな角度から、あるいはまた、ものの言い方がいろいろあると思うのですけれども、少なくとも私は、この教育というのは、人類の持続と社会の進歩にかかわる人間社会の基本的な機能で、かつ、子供たちの持つておるこの無限の可能性というものの開花を促し、助け、いく一つの営みであると考えておるのであります。そういう意味では、可能性の開花を助ける、それに力をかすということでありまして、きわめて理想の高い、理想主義的な一つの営みだとも考えておるわけでありますが、その点、大臣どうお考えでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私もいまちょっと触れましたように、個人個人が持っている能力、適性を引き伸ばしていかなければならない、それが教育の重要なポイントになる、こう思つておるわけでございます。それには、それだけ引き伸ばして

いけるだけに教える側の者が能力も持つていなければなりませんし、また、使命感にあふれて情熱を燃やさなければ、そのようなことが可能にはならない、こう考えるわけでございます。非常に重要な仕事だと考えておるわけでございます。

○宮之原貞光君 それだけに、この一人一人が持つておるこの可能性というものを引き出すということになつてまいりますと、私は、やはり教育というのは、既存の社会への同化ということではなくて、子供たちの中にひそむところの可能性をやはり開花するわけでございますから、さらに、既存の社会を越えていくという要素というものが相当やはり期待をされなければならぬ。したがつて、そのためには、一定の価値観というものをあらかじめつづつておいて、こうなければならぬと教え込むというのあり方には非常に問題点があると考えておるわけでございますが、その点、大臣いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) やはり、この社会の一員として育つていくわけでございますし、この社会の充実発展即ちおのれの充実発展にもつながると考えるわけでございます。したがつて、それに適合できるようにおのれの考え方も必要だと思ひますし、反面また、おっしゃいますように、新しい未来を築き上げていく一員にもなつていくわけでございますので、それなりに創意工夫を働かせる人間にも育つていかなければならない、かように考えるわけでございます。

○宮之原貞光君 まあ、次の世代を切り開いていくとしても、確かにそれは現代の社会に住んでおるわけですから、一応その社会の規範と申しますか、一つのものの考え方の中で生きていくということを教えることも大事だと思ひますが、だからといって、一つの価値観というもので押えつけないといふこのやり方は、私は非常に問題があると思ひだけに、むしろ、多様な価値観への寛容さといふことは教育の中ではより重要じゃないだろうか、このように考えておるわけでございますが、その点に対して大臣としてはどういうお考え

○国務大臣(奥野誠亮君) 今日、価値観が多様化してきていると、こう言われているわけでございまして、それはそのとおりで、それが不適当だとはいへないと思つておりません。むしろ、価値観が多様化しているといふことよりも、価値観が混乱しているといふところに私は問題があるんじゃないかという感じがいたします。何が価値あるものであり、何が価値ないものであるかということも必要だと思ひますし、また、価値観の多様なものが求められても何らふしぎではない、こう思ひます。

○宮之原貞光君 私は、その点、価値観の混乱といふことと多様性という問題、だいぶ概念が違うような気がするんです。混乱といふならば、自分で何か一つのものを持つておつて、それにいろいろのなまざまの価値観がある、だから行政なら行政の立場から見れば、自分たちの考えておるこの価値観に反するものは、それは価値観が混乱しておるんだと、このものを見がちな傾向があるんです。そうじゃなくて、私はやはり教育をし、その教育の中で学問をしていくとなると、いろいろなものの見方というものが多種多様が出てきています。その多様性といふことは、教育の中では相当やはり尊重されなければならぬんじゃないだろうか、教育論の本質から見れば、そう思うんです。その点から私はやはり考えるのは、最近、どの程度文相なり総理が考えていらつしやるかどうか知りませんが、いわゆる修身科の復活をさせなければならぬ。これは総理の、いわゆる東南アジアへ行つてきた場合に、修身科はないのかと聞かれてどきつとしたといふようなものの発想の中で、何らか実質的な修身科の復活というものを考えておられるような気もするし、あるいはい

法制化の問題について、文部大臣が参議院の予算委員会では、法制化というものは検討しなければならぬ時期に来ておるんじゃないかといふ答弁をされておつたわけでございます。事ほどきょうに、価値観にかかわるところのそういうものについて国で一定のものを一つつくつて、それで一つの教育の中にそれを盛つていくといふもののお考え方をいま持つておられるのかどうか、そこらあたりをまずお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) いまも申し上げましたように、この点については、意見の食い違いはなかつたようでございますが、価値観の混乱と価値観の多様性とは違つたといふことでございまして、何が価値あるものであり何が価値がないものであるか、このけじめはつきりつけていく必要があるだろう。また、それを見守りながら身につける必要が多分にある。しかし、価値観が多様化してきていくことも踏まえて、そういう教育に当たつていかなきゃならぬだろう。これも、そう考えるわけでございます。

○宮之原貞光君 それでは、後段のほうはどうですか。最近の一連の――いずれが真意かわかりませんが、けれども、マスコミに報道されておることは、あたかも政府なり、あるいは直接その担当の文部省あたりで、一定の価値観なるものを徳育の強化という形で、今後強化しなければならぬという方針のように、大臣なり総理の発言を断片的にとらえてみると、そういうような意図のようにも感じられるんですが、その真意といふものは、そういう真意なのかどうかといふこともあわせてお聞きしておきたいわけでございます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 戦前の修身――徳目を掲げて、その徳目を覚え込ませていくというふうなあり方が、戦後、道徳の授業が設けられた、そして、いろいろな体験を通じてながらもの考え方、動作、そういうことをみずから自覚させ、身につけさせるというふうなことに努力が向けられてきているわけでございますが、これは、それなりに、

そういういき方をなお充実させていかなきゃならない、そう考えておるわけでございます。ただ、現在の道徳の時間を見ておきますと、必ずしも全体にわたって十分に運営されているとは見られない面があるわけでございます。道徳の時間のあり方をもっとよくしていきたいものだと、そうして、そういうことが子供さんたちにみえなくとも身についた姿になるように努力したいものだなと、こう思うわけでございます。一定の徳目を網羅いたしまして、それを覚え込ませるという式の修身のあり方、これは私はいとは思っておりません。いまの道徳の時間の充実、これはぜひ努力をしていきたいものだ、こう考えるわけでございます。私は、たびたび、混乱などと言いましたけれども、まあ非常に極端な話ですけども、また、現実にあることでございます。親を大切にするということは国を愛する心につながるんだ、国を愛する心は戦争につながるんだ、だから親を愛するとは言わないんだ、こんなことを言われる先生もあることは事実なんです。ですから、そういうあまりはなはだしいことは、これはやっぱり少し自覚をしていただきまして、それはそれなりに身につける努力、それはもう特定のことを押しつけるからけしからぬというんじやなくて、それはやっぱりしっかりと身につけさせるくふうはあつてしかるべきだ、こう思うわけでございます。

○宮之原貞光君 いま、大臣はだいぶ大事なことを言われたんですが、親を大切にすることは必要はないと言っておる先生がおるとい話ですが、それは、どこの学校の、どういう先生ですか。何かはつきりわかつておたら教えてください。これは、そういううわさがあるでは済まされぬことだと思ふのです。そういう非常識な先生は私はおらぬと思ふのです。どこですか、それは、

○国務大臣(奥野誠亮君) これは、事実、国旗でありますとか、「君が代」でありますとかいう問題につきましても、どうしても、こういうことが国中心につながっていく、戦争につながっていくという一連の考え方を持っている方があつたわけでございまして、具体的に何のだからということは覚えておりませんけれども、そんな話をするときに耳にするわけであります。でありますから、また、これは極端なことを言う人でありまされどもと、こう申し上げておるわけでございます。こんなことが一般的であつたら、これはたいへんなことでありまされども、しかし、例外的にそういうことがあるのは事実でございますだけに、できる限り、いまの道徳の時間のあり方につきましても、できる限り充実したものにしようという努力はしていかなきゃならないだろうと、こう思っております。

○宮之原貞光君 一般的に、だれも一般的にそういう非常識なことがやられておると思ひませんよ。けれども、大臣が事実だといお話をされたので、これはきわめて重要な問題ですから、事実ならば、何県のどこの学校で、そういう教員をして、何のたがの先生がそういうことをやつて問題になっているのか、そこをはつきり教えていただきたいと思ふんです。でなければ、耳にすとか、あるいは話をした人がおるといことでは、私、この問題は済まされぬと思ふんです。その点どうなんでしょう。はつきりおっしゃってください。きわめて大事な問題ですから。

○国務大臣(奥野誠亮君) そういう話を聞いていて、ここで何のだからと申し上げる知識は持っていないわけでございます。

○宮之原貞光君 それならば、あまりに軽率だと思ひますよ。そういう話の、話と言ふんならいざ知らず、事実がありまされども、話と事実とは私はいふ違ふから、少なくとも、やっぱり大臣がこういう記録に残るところの委員会が発言されることには、そのことのやっぱ事実を踏まえて私は言つてもらわなければ困ると思ひますよ。その点はほんとうに事実なんです。どうですか。もう一回聞きまされども、事実でなければ、そういううわさを耳にしておる程度なら、その程度だとはつきりおっしゃってください。

これは、

○国務大臣(奥野誠亮君) いまも申し上げましたように、そういう話を聞かされたことがあるわけなものでございまして、そういう意味で申し上げたわけであります。しかし、何のだからかというところで聞かされたわけではございません。

○宮之原貞光君 どうも、大臣は政治的に答弁されておるかもしれまされども、国を云々といふことと親とみんな結びつけて、親孝行もせぬでいいとか、そういうことまで云々とか、ちよつと私は極端にためにするところのものの言い方だと思ひますよ。それは、率直に申し上げれば。それは先ほど来私が言っているように、ものの価値判断、価値観というのはいろいろな相違がありますよ。しかしながら、まあ、普通ノーマルな常識的なことというのはやはり大体共通するものです。ね。しかしながら、私は先ほど大臣に尋ねたのは、昔のようなあの徳目式のものを並べて、これを教え込むということと徳育が盛んになるということぐらゐ私は間違ひはないと思つてゐるんです。なほほほそれは親に孝行しなければならぬ、正直でなければならぬというその知識は頭に入るでしょう。しかし、知識ではほんとうの私はいわゆる徳育にはならぬと思ふ。言うならば、やっぱり子供たちの生活の中を通してもののは非の判断を教えていくというこの態度、学校生活なら学校生活、生活指導全体の中で、そういう徳育的なところを教えていくという意味の道徳だと言ふならわかりまされども、しかしながら私は、やはり私どもは、この時間特設という問題にしても、ほんとうは学校の授業時間全体を通して、学校生活を通して、その子供のしつけの面を数えていくのがほんとうの徳育だといふものの方では変わつていないんです。したがつて、時間特設ということでもさへ非常に問題があるんですけれども、しかしながら、私は、先ほど来聞いておるの、いまそれぞれ大臣なりあるいは総理が言われているところのもの、世の中に伝わっているのはそうじゃなくて、それ以上に、この問題について強化をしなればならないということ是非常に大きく出されておるだけに、その中身は何ですか、こういうことを聞いておるんですよ。その中身がどういふものかというのがあつたらひとつ教えていただきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま、そういうつもりで申し上げたわけでございますが、たとえて申し上げますと、家の中ではきれいにしておつても、一歩外へ出るとたいへんきつい姿に平気でしてしまふというようなことがありまされども、昔ならお年寄りを大切にしたり、案外若い人たちが席も譲らないでいたりするじやないかという式の議論もかなり多いわけでございます。そういうようなことから、現在の児童生徒の教育についても、もう少し道徳的な素養を身につけさせる努力をする必要があるんじゃないかと。これは私一般的にも言われていると思うのでございます。また、そういう意味では、それなりにみんな配慮していく必要があるんじゃないかと、こういう意味で考えているわけでございます。ことに、小学校時代において、そういうことを特に身につけることに努力をする必要がある。ものを覚え込むよりも、どちらかという徳性を養う時期ではないだろうか、こうも言われておるわけでございまして、そういうことから、教育課程のあり方についても考えてもよい面があるんじゃないだろうか、こういうわけでございます。

同時にまた、社会のあり方もずいぶん変わつてまいつてきておまして、昔ならおじいさん、おばあさん、子供さん一緒に生活してゐる、また、子供さんもおとなさんあつたわけだから、家の中にも子供社会があつて、おのづから、それぞれ社会人としてのあり方を覚え込んでいくというふうな姿もあつたけれども、いまは、そういう家庭の中の子供社会という式のものがなくなつてゐるわけだから、学校においては、特にそういうことが身につくようなくふう、努力があつてしかるべきだと、こういう社会の変化からも言われている面が多分にある、こう思うわけでございます。いろいろ

ろな意味において、そういうしつけと言いましょ
うか、あるいは道徳的な素養と言いましょか、
そういうようなものが身につくような配慮、これ
はさらに一そう加わってしかるべきものじやな
らうかと、こう思っております。どう思いますか。

○宮之原貞光君 道徳論争がここで私は本旨じや
ありませんので、次に移りますけれども、少なくとも、大臣のいまのお答えは、いわゆる道徳と言
うか、しつけと言おうか、その面をより生活体験
の中で十分ならしめるようにしていきたい、言
われておるところのいわゆる修身科とかいう、そ
ういうものをまたぞろ復活させるといふ意味のこ
の道徳強化論じやないんだと、こういうふう
に理解しております。どう思いますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 人によって考え方は
いろいろだろうと思えますけれども、いつか、一
年ぐらい前でございました。私、参議院の予
算委員会、修身科復活の考え方を持
てておりました。これをお尋ねを受けたことが
ございます。そういうような考え方は持
てておりました。別にお答えをしたことがござ
います。いまも、別にそういう気持ちには
変わりません。徳目を列挙して、これを押し
つけてただ記憶させる、そういう式の道徳
の時間のあり方は適当でない、やはり、い
ろいろな体験を通じていろいろなことを身
につけていく、自覚させていくというよう
な努力を積み重ねていく必要が多分にある
だろう、こう思っております。

○宮之原貞光君 総理は、テレビの対談
の中で、中国に何か、毛語録じやないで
すけれども、七カ条か何かあるらしいん
です。私もよくわかりませんが、あれも、
それにヒントを得たのか、十ぐら
いの何かびしゃっとしたものをつく
って、それだけはどうするんだとい
う、きちんと教育の中に位置づける
んだというように、テレビの放映
ですから、それはある程度時間の制
限もあり、その十科目なら十科目の
徳目の印象というのは、それを修
身科みたくにして教

えさせていくんだと、これが、あの人の言うところ
の道徳の強化論だといふふうに理解さざるを得
なかつたわけなんです。大臣のいまの御答弁を
聞いています。どうでもよいような気がする。大臣
としては、先ほどの答弁と間違いないと、こうい
うふうに理解しております。どう思いますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 総理と直接この問題に
ついて突っ込んだ話はしていませんけれども、
たとえば、共産国で学校守則といふようなもの
がある。日本でもそういうものをみんながつく
たい。いいじやないかと言われる場合に、私はそれ
はけしからぬという気持ちはございません。基本
的なもの、これを国民の皆さんが学校守則的に何
かつくろうじやないかと、こういう空気が出てき
たときに、そんなことは不穏当だといふ気持ちは
ございません。しかし、私は、いま、道徳の時
間のあり方、これを充実したいという気持で、一
ぱいございまして、どうやれば道徳の時間
に働いてくるか。もちろん、宮之原さんおっしゃ
たように、道徳の時間だけじやなしに、学校活動
全体を通じてそういう素養を身につけるような配
慮、これは基本的にそうだと思います。道徳の
時間につきましても、より充実したような方向に
持っていく努力は、これはなお、私としては果
していかなきゃならぬだろうと、これを基本に
考えております。

○宮之原貞光君 この論議はやめますけれども、
私の考え方は、しつけと申しますか、道徳とい
うものは、これは、やはり学校教育の教育活動
全体の中で、そのとき、そのときに触れながら
と教えるのが一番効果的だといふもの、その考
え方です。したがって、時間をわざわざ設けて、
やあ、人に親切にするにはこうでなければなら
ない、こういういわゆるお説教方式の中
ではほんとうに身についたものは出てこ
ぬ、こう考えておられる。そこで、さ
っきの教育論議のところに返ります
けれども、私は、先ほど申し上げたところ
の立場に立つだけに、政治的なものは、
数の力によると

この説得とか、物理力の直接行使によつて他者
に自己を認めさせるという行動が多分に出てま
います。政治というもののなかには、け
れども、事教育はそういうものじやなく、理
性の力、人間問はずから判断をさせる
ところの自覚と申します。そういうもの
がやれば一番基本に踏まえない
なきやならない。したがって教育は、
その人間自身の自覚あるいは目覚め
に對するところの援助をしていく。ある
いはまた、子供たちの自己変革へ一
緒になつて探求をし、その方向性を見
つけていく。一つ一つの営みでもあ
るのではないだろうか、こう考
えておられるところなんです。そこら
あたりは、ほんとに政治といふものと
教育といふものと非常に大いさ、さ
い然として違ふところだ、こう見て
おられますけれども、その点は大臣、
どうお考えでありますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 政治と教育と同じ立場
に置いて議論はあまり適當でないかもしれ
ませんが、しつてそういう立場で議論を
いたしますと、教育の場合には、い
ろいろな考え方を理解させる
ところであつて、特定の考え方を押し
つけるところではない、こう思
つております。政治の社会では、
どうしても意見が対立して片がつか
ない、そういう場合には、最後には、
われわれの社会では、多数がい
ずれであるかといふことで決着を
つけざるを得ない、こういう姿だ
らうと思つております。そういう
意味合いにおいては、まさしく両
者には大きな違いがあると思
つております。

○宮之原貞光君 私は、教育といふもののあり
方が、先ほど私は、私の見解を
申し上げてきたんですけれども、
しかし、大臣は、そのこと自体に
ついてはさして大きな違いはな
い、こういうように私は感じ
ておられます。そういう点から
見れば、私は、その教育を動か
すところの、実際の、学校教育
なら学校教育をやる、その教育
行政といふもの、やはり、この
教育の本質といふものを十二
分に踏まえたものでないかと思
つておられる。そういう意味で
は、画一的に、統一的に何で
も一つのものを押しつけるとい
う教育行政

というものであるならば、それは、教育の本
質から見て、私は好ましくない、このように考
えておられますが、その点いかが
でしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育行政は、教育がそ
の成果を十分に発揮できるように条件を整えて
いくといふところにあると思つて
おります。先生それぞれが創意
くふうを十分に尽くして、情熱を
教育に傾けられるような環境を
つくつていく、それが教育行政
の基本的な問題だろうと、こう
思つております。

○宮之原貞光君 ときに文部大臣は、教育基本
法ですね、この基本理念をどうい
うものかといふに御理解いた
しておりますか、お聞かせ願
ひたい。教育基本法の、言
うならば基本原則と申
しますが、基本理念はど
んなことかといふに理
解されておりますか、お聞
かせ願ひたいと思つ
ます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育基本法の
前文に、憲法の精神を具現する
のは教育の力にまたざるを得
ないんだといふ式のことを書
いてあつたように思つて
おります。それを受けて教育
基本法がつくられて
いるんだといふように存
じておられるわけござ
います。そういうことで、
一条は、教育の目的が
掲げられ、二条には教
育の方針が掲げられて
おられるわけございま
して、この辺に基本的な
教育基本法の考え方が
出てくる、こう思つて
おります。

○宮之原貞光君 この教育基本法の
前文ですね、この前文こそ、私は
この教育基本法の流れて
おるところの基本理念だ
と理解いたしております
が、文相は、その点い
かがお考えですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 前文が教育基本
法をつくる基本的な精神を述
べているんだ、こう思
つております。

すが、ただ、これに對して、この教育基本法は非常にコスモポリタンの過ぎる、日本の体質に合わない。こういう意味が与党の皆さんの中にはあるように感じますし、さらにまた、総理のいろいろな発言を聞いてみますと、教育改革の問題と関連をしてしきりに六・三制教育は、あるいは戦後教育の方針は、あれは占領軍から押しつけられたものだ、だから日本の体質に合わすように思い切った改革をしなければならぬ、こういうようなことを言っておられるようであります。ちょうどそれは現在の憲法が押しつけられたところの憲法であるから、自主憲法にせよという議論と似ているように感じますが、そういう教育基本法に對するところの批判、意見、そういうものに対して、文部行政の責任者としての大臣、どのようにお考えですか。まず、その基本法に對するところの大臣のものの考え方と申しますか、率直にひとつお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私は、教育基本法は非常に大切なものだと考えております。教育に關することを勉強する場合に、これだけで十分かということになりまして、これはまたいろいろ見方もあろうと思いますが、もともと追及したほうがいいのじゃないかということもあろう、こう思っています。

教育基本法にいたしましても、憲法にいたしましても、当時占領下でございまして、国民の意思が自由にそういう問題の上にあらずることができなかったことは、これは事実であらう、こう考えるわけではございません。しかし、今日のこの教育基本法は、非常に貴重なものだと、私は考えております。

○宮之原貞光君 私も、憲法なり教育基本法が定められたところの客観的な情勢、政治的な力関係というところはこれはわかる。問題は、その内容で聞いているわけですから、そうすると、大臣は、内容については異論がないのだ、こういうふうな御理解だと理解してよろしうございませうか。特に与党の皆さんの中には、どうもこの教育

基本法ではもの足りない、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、非常にコスモポリタン過ぎる、こういう批判がいろいろあるように承っているんですが、その点はどういふうに大臣がお考えになりますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ほども申し上げましたように、教育基本法は貴重なものだと、こう考えておられるわけではございません。しかし、もつとこれを充実したものにしようというふうな道を考えているなら、そういうふうな道を考えることは決して悪いこととは思いませんが、この中のどの条文をやめるとかという考え方は持っておりません。たとえば、コスモポリタンというお話が出ましたが、憲法にいたしましても、教育基本法にいたしましても、家族のことについては一つも出てきていない。やっぱり何か家族の問題がどこかに出てきていないのじゃないかという感じがするわけではございません。それ式の感じを若干持っているわけではございませんけれども、この教育基本法のこの条文がけしからぬという考え方は全然ございません。

○宮之原貞光君 日本国ということも、あまり強く打ち出されておられないという意見を言う人がおりますが、その点は、大臣どう見ておられますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 第一条に教育の目的を掲げてあるわけですが、そこでは「平和的な国家及び社会の形成者として、——国民の育成を期さなければならぬ」という書き方であるわけではございません。しかし戦後、国家とか社会ということば、そのものが私はタブー視されてきた感じが非常にあると思うんです。教育基本法を十分に理解して、そしてその精神にのっとって教育が十分進められるような努力、これはしていかなくやらない。いろいろな占領当時の経緯もあつたからだろうと思ひますし、あるいは戦前の超国家主義的なあり方が、薬にこりてなまを吹くたぐいであつたようなこともあろうかと思ひます。教育基本法そののとおりが深く実践されなくて、多少いま申し上げましたようなきらいがあつたということは私も

感じてゐるわけではございません。

○宮之原貞光君 そうすると、この基本法は日本国と申しますか、国というものの、あるいは社会といふものに対するところの強調のしかたが足りないんだと、こういうことですか、いま大臣のおっしゃつた中身だと、そういうところに一つの問題点として批判されている要素があるんじゃないだろうか、こういうものの言い方ですか、大臣。

○國務大臣(奥野誠亮君) 教育基本法にはちゃんと明確に規定されているにかかわらず、ことさらに、国家、社会というふうなことに言及すること、タブー視するような社会的な風潮があつた。だから社会的風潮に問題があると。教育基本法そのものに問題がいま申されたような点についてであるとは考えていないということではございません。

○宮之原貞光君 終戦直後のやっぱ社会の情勢の中では確かに私は、そういう風潮の中ではそういう面があると思ひますけれども、しかし少なくとも、私は、やっぱりこの教育基本法のこの理念というのは、国家、社会というものを踏まえたところの「平和的な国家及び社会の形成者として、」の、こういうことを涵養するんだということがきちんとしておられる。そのことがややもすれば言われないうで、あれはコスモポリタンだとか、どうだとかという当たらぬ批判というものが相当有力な政治家の中にあるだけに、私は、やはり大臣にこれ確かめておられるわけですか、私、そういう点でほんとうにそうなのか、この成立当時はどうなのか、こう思ひまして、やっぱり国会の議事録も調べてみました。だから、昭和二十二年の第九十二帝國議會ですか、これが成立されたのは、その中のやはり当時の貴族院でこれが議論をされておられるわけですね。これは佐々木惣一博士からその問題が出て、それに対して当時の高橋文相からやはりその点はこのなんだという明確な答弁があつたのが記録なんです。ですから、そういう点から見れば、その点が私はやはり見落とされておる、あるいは

必要以上にその点が薄められておるところでものを言うところの傾向がある。私から見れば、それは政治的にそこに意図があつたと思ひますけれども、その点は、大臣の先ほどの私は御答弁はそうじゃないんだという考えですからそれは一致するわけですか。それが一致するとするならば、私はやはりこの教育基本法の問題に直接かかわつているところの文部省としても、その点は、やはりきちんとしておられるべきときにはしておる必要があるんじゃないだろうか、こう思つておるんですが、その点はいかがでしようか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ほど来たたび申し上げておりますように、教育基本法を貴重なものとして将来とも続けていきたい。これに付加すべきもの、いろいろ議論が出てきた場合には、それはそれなりに傾聴して、さらに、充実したものにしようという方向には何らやぶさかではございません。反對するものではございません。

○宮之原貞光君 その最後のあれはどうですか、反對するものじゃない、というのは、あとから意見が出てきたら反對するものじゃないという意味ですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) これにいろいろものをさらに付け加えようという意見がある場合、それにまで反對するものじゃないと思ひます。現在の教育基本法の内容、それはそれなりに貴重なものである、これは尊重していかなければならぬ、かように考えているということではございません。それで一〇〇%、いささかも加えてはいけぬのだという考え方はないわけでありまして。ただ、これを尊重して、これを基本にして教育を進めていくべきだという点については貴重なものだ、かように考えているわけではございません。

○宮之原貞光君 大臣の基本的な考えはわかりましたですが、それならば、補強すべき点があるとするならば、大臣個人としては、どういふ点だというふうにお考えになつてはいますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) いまここで、具体的に申し上げるだけの準備を持っておりませんけれど

も、そういう点について、意見が出てくることまで排撃する意思はないと、こう言っておるわけがあります。

○宮之原貞光君 あれですか、何かさっき文部省は何か調べておったけれども、九十二帝国議会できめられたというのは違うんですか。

○政府委員（岩間英太郎君） いま見ておりましたのは、前の資料を見ておったわけでございまして、

ただいま先生が御指摘になりましたような点につきましては、第九十二帝國議会の貴族院の本会議で澤田牛鷹議員が反対の演説をやっておりまして、その中に、人間には一個人としての資格と国会社会の組織の一員としての資格と二つあるので

あるがこの案には一主として個人完成と云ふ
とに重きを置かれて居るやうであつて、國家社會
の一員としての義務心掛と云ふ點に付ては甚だ觸
れて居る所が少い」ことについて反対の御意見を
持つておるといふうな点がございましたので、
それをただ見ておつただけでございます。

○宮之原貞光君　それで、いまの教育基本法とも関連をしながら、さらに、質問を続けてまいりたいと思いますが、それとのかがりのある憲法二十六条ですね、いわゆる教育を受ける権利の問題です。これをどのように理解をされておるか、私は、少なくとも、この条項というのは、いわゆる教育権の根源的な主体というのは国民にあるのだ、こういう理解に立っておるのでございますが、この点、どういう御見解でしょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君)　すべて國民は、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。ということを明確にしまして、政治の面において、受けられるような各般の施設を整えていかなきゃならないという趣旨をあらわしているものだ、と、こゝ私は理解をしておるわけであります。

○宮の原眞光君　そういうことは、私は、ことばをかえて言うならば、教育権と申しますか、そういうものの基本的な主体はやはり国民なんだ、こういうふうな、この条文の中から受け取っておるのですが、その点はどういう御見解でしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　ここに書いてありますように、「教育を受ける権利を有する。」と、こう書いてありますから、そのとおり間違いないわけであります。このようなことを明確にすることによって、それに対応するような施策が行なわれなければならぬ、反面的にそういうことを指しているものだと、かように存じているわけでありま

○宮之原貞光君 これと実は学界の中でもさまざまな意見があるようでございますが、逆に教育権というのはそうじゃないのだ、国にあるのだ、こういう主張があるのですがね、それは大臣、どういようにお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま私がちよつと申し上げましたように、教育を受ける権利は国民が持っているわけですから、それに対応するような施策を政治の面で行なうていかなければならぬとい、それを行なうのが国でございますので、国としては、そういう責務を負っているということだ

と、こう思います。ことばの使い方によつて感じ方は違うわけでございますけれども、趣旨は私はそのうものだろう、こう思っております。

○宮の原貞光君 そうすると、大臣のいまの御答弁は、いわゆる国民に主体的なやつぱり教育を受けることと、この権利があるからして、国はそれに対応するように、いわゆるいろいろな施設あるいはいろいろなものをしていくところの対応させることと、この責務があるのだ、こういうことであつて、

いわゆる教育権は国にあるんだということはこれは違ひますね、その説とは。

○国務大臣(奥野誠亮君)　そう考え方は違わないのじゃないかと思うのですが、いまも申しましたように、国民の教育を受ける権利を国は積極的保障する責務を負っているのだ、その責務を果たす

○宮之原貞光君　ですから、私が尋ねておるのは、すために、国民の合意としての国会の制定する法律に基づいて教育内容を定め、施設、設備を整備し、教員を確保するなどの施策を実施していくと、こういうふうに考えているわけでありませう。

その責務ということと、いわゆる権利があるのた
ということとは違ふんでしよう、これは当然。
○國務大臣(奥野駈亮君) 責務ということは、責
任・義務ということでございましょう。
○宮之原貞光君 よくこのことについて——いわ
ゆるあの教科書裁判の杉本判决でも、この問題が、
大臣も御承知のように、一つの問題点になつて
おったわけなんです、しかし、これはやつぱり

杉本判決も、大臣がおっしゃったように、これは
やっぱり責務と、こういう表現を使っておるわけ

ですね。その点、私は、田中耕太郎さんの憲法二十六条の解釈論を見ますと、二十六条二項のほうにすべての国民は普通教育を受けさせるところの

義務を負っているというものがあるから、その半面からして、国家に教育権があるのだというものの考え方を行っていますけれども、これは、私はほんとうはおかしいと思うのです。言うならば、第一項の教育をひとしく受けることとの権利ということを実効的に保障するところの責務を政府は

背負っておるんだ、国は背負っておるんだと、こ
う理解するのが、大臣がさつきからおっしゃると
ころの責務ということを意味するのだと、こうい

うふうに、私は思うのですが、その点は、大臣のいままでのお話からしても間違いないと思います
が、それでよろしゅうございますね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私はそのとおりだと思
います。一項では「権利を有する」ということ
を書き、二項では「義務を負ふ」というところ

国がいゝんな施策を行なつていく、それについての教育を受けさせる義務を負っているのだということになつてくるのだと、こう思います。同時に、また、日本国憲法の前文の最初のところが大事なことだと思ふのです。「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」、そして

て、「ここに主権が国民に在することを宣言し、この憲法を確定する。」と、わが国という国民主権というものは、議会制民主政治の基盤に立った国民主権だということを明確にしておるわけでございますので、この点には留意をしておきたい、こ

○富之原貞光君　そういたしますと、これはどういふことになるんですか。私は、先ほどの大臣の答弁は、すなおにこれを、こうずっと見解を表明をされたと、こう思っておるんですが、それで、私もまた、そのとおりだと思ふのですが、ただ、あとから答弁になったから、だから、国会に負託をされておるのだから、政治、いわゆる行政権力

ですね。政府ですから、国会の多数を占めているのが政府をつくるわけですから、政府のほうに、じゃ、そんなら今度はまた別に権利があるんだ、権利というのは二つあるのだというふうにもあつたものから考えると、どうもそこをまた大田

おっしゃりたかつたみたいにも受け取れるんですがね。どうなんです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 国として責務を負っている、その責務を負って教育施策を講じていく、その結果生れてくる教育に、二項では子弟に教育を受けさせる義務を負っているということになっ

○宮之原貞光君　だから、大臣のいままでの御答

弁からいたしますと、言うならば、国民の持つて
いるところの権利としての教育権、それを国とし
ては、裏返せばそれをやっぱり十分果たさせると
ころの責務があるんだ、その責務を行なうところ
の主体がいわゆる国民の投票によって選ばれたと
ころの政府がその責務を背負うておるんだと、こ

ういう意味に大臣がおつしてつておるんだというふうに理解しておいてよろしゅうございましょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) そのとおりを考えておられます。

○宮之原貞光君 実には、これは若干古いあれな

ですけれども、四十六年——三年前ですね、当時の坂田文相と東大の小林直樹教授がやはり教育云々という問題をめぐっている公開討論があるんですね。たしか世界八月号から九月号にかけてあるんでございますけれども、この中でこういう

う論争があるんです。それで若干紹介をして、大臣のまた所見をお伺いしたいと思うんですがね。坂田さんは「教育は、国家という」——これはつづめて私申し上げておるわけですから、大体の論文の中から「国家という現実の政治体制の中に生きている個人の尊厳を追求しなければならぬ」、そしてまた古い伝統的価値を栄養素として新しい創造力を育てるものであり、他律的な指導を媒介として自律性を養うもので、これらは互いに教育の中では深く結合している、「こういうふうに教育の中には深く結合している」というふうな教育権とは、一般的には教育を受ける権利、教育に関する行政上の権利、人を教育する権利をいふけれども、特に自分としては教育に関する行政の権利ということが一番教育権の中では一つの重要なところなんだ、これが一番のポイントなんだ、したがって、公教育の外的事項ばかりでなく内的事項についても当然政府は、この問題についていろいろやるべき権利があるというふうなことを言っておられるんですが、その点、大臣は、私が申し上げたところが正確に坂田さんの論文を紹介しておるかとは別に、聞く限りにおいては、大体おわかりだと思えますけれども、それに対して、大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育権というところは、いろいろに使えるわけでしょうから、教育権論争する場合には、まず教育権ということばの定義からきめてからかなきゃ正確な論争にはならないんじゃないかなあという気持ちでいまのお話を伺いながら感じさせていただきました。同時に、また、教育基本法で教育諸条件の整備をうたっているわけです。教育諸条件の整備と言う場合には、外的だ、内的だと別に分けておりませんので、外的な条件あるいは内的な条件、いずれも整備する責務を国としては負っているんだと、こう言うべきだろうと、かように考えております。

○宮之原貞光君 いまの話からすると、大体、ここらあたりになると、今度は坂田さんと大体ものの考え方が同じということになりました、大臣

のものの考え方はね。最初のところはとてもやっばりすっきりして割り切っておられた。ここらあたりへ来るとまたもとに返ったような感じがしますが、それは別に、私は、教育に関するところの行政上の権利というものが行政府にあるということとは認めますよ、これは、言うならば、権利というものは裏を返せば責務なんですよ、何と申しましたも。その責務の実はい方の問題だと思ふ。これが、この教育基本法の十条のやはり問題と関連をしていくのじゃないだろうか、こう思ふわけなんです。いまの大臣の答弁では、教育条件の整備だから、これは外的のやつだけじゃなくて内的のやつでもそうなんだと、こういう御答弁でございますけれども、これは私は、少なくとも十条の二項、二項の関連性からすれば、外的な事項というのは教育行政の任務だと、こう思っている。しかし、それはひとつまた後ほど私から問題を提起しますから、それは議論したいと、こう思ふんですが、いざにいたしまして、今日一番大事なことは、先ほど申し上げたところの教育権とは何ぞやという定義をしなきゃならないと、こうおっしゃったけれども、少なくとも、大別すれば三つに分けられることは事実ですよ。教育を受ける権利、あるいはまあ教育に関する行政上の権利と申しますか、裏返せば責務、それと人を教育するところの権利と分けられますが、一番私はやはりこの教育基本法のいう、あるいは憲法二十六条のいうところの大事なポイントというのは、教育を受ける権利、言うならば、国民の学ぶところの権利を積極的に助長していくということこそが行政府の責務じゃないだろうか、こう思ふんですが、その点はいかがでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 二十六条の一項に關しましては「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」というわけでございまして、それが十分に達せられるように、充実した施策を行なっていくことは非常に重要なことだと思ひます。

○宮之原貞光君 そういう観点から、今日の教育の面を考へてみた場合に、教育行政上いわゆる国民の受ける権利と申すところを十二分にやはり発揮させるようにしていかなきゃならぬというところになると、一番どういふことが緊急の課題として必要だと、大臣はお考えになつておられますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) この二十六条の一項に關しましては、私は機会均等という表現で言われていくことは、それは私は強調しているんだと、こう理解をしているわけでございまして、それを受けて教育基本法の三条にその具体化が掲げられておると、こういうふうな判断をしているわけでございします。

○宮之原貞光君 抽象的には、それはそういう答弁かもしれないけれども、施策の面で具体的に、ではいまおっしゃったように、教育の機会均等というふうなことの立場から今日の教育の実情をお考えになつて、まず、どういふ点を先に手をつけなきゃならないと、こう考へていらつしやいますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) できる限り父母負担を少なくする、言いかえれば、経済的な差によつて、能力があるにもかかわらず、十分な教育が受けられないというような事態を防いでいくということではないだろうか、憲法二十六条の一項に關しまする限りにおいては、そういう点が重点だと、こう思つております。

(委員長退席、理事齋藤十朗君着席)

○宮之原貞光君 きわめてそのつけない答弁でございしますけれども、これはそれならば、いま政府の文教施策の面で、いま大臣がおっしゃったような点がほんとうに浮き彫りにされているかどうかと、率直に申し上げて疑問を表せざるを得ない。実は午前中も、この教育の機会均等ともからんで、二十六条ともからんで、障害児教育の問題をだいた議論してまいつたんですよ。言うならば、やはり憲法二十六条の言うところの教育を受ける権利と申すのは、いわゆる心身に障

害を持つておるところの子供であらうと、ひとしくやはり教育を受けなきゃならない。しかしながら、現実の面としては、その面が一般教育と對比して特殊教育という名のものと、何か特殊の教育みたいな位置づけがされておつて、それでしかも、施設の面でも十分だと、養護学校にしてもまだ一果しかない。したがって、まあ就学猶予ということも、結局行政の指導の中でしかたなく猶予届けを出して、その心身障害の子供が家におるといふ状態、これはいま大臣のおっしゃったところの教育の機会均等ということから見れば、きわめてやはりこれは大きな問題なんですよ。そういうことをずっと討議し合つてきたんですが、そういう点から見れば、少なくとも、やっぱり障害児の教育を刷新をする、充実をするという点においては、これはきわめて重要なことだと思ふんですがね。その点、大臣はそれは午前の討論をお聞きでないですからわかりかねないでしょうけれども、いま私の質問する限りにおいてはいかがでございましょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 全く同感でございします。だからこそまた、養護教育の義務制実施に踏み切らせていただいたわけでございします。五十四年からではございしますけれども、それを目途に早く施設を整備してもらおうということで、地方団体に具体的な計画の提示も求めているわけでございします。また、対応して国としての財政的な援助も厚くするという努力をしているわけでございします。

○宮之原貞光君 まあ、そのときに非常に問題になったところの一つは、大体、教育の機会均等、あるいは先ほど来大臣からも答弁のあつた憲法二十六条の国民の教育権、教育を受ける権利の権利というところから見ると、どうも文部省は、なほど大臣は五十四年から義務制化するんだと、こういうお話だったけれども、名は体をあらわすという例もあるように、やはり一般教育、特殊教育というものの表現自体がおかしいじゃないかという議論が出たんですよ。これは何もこの文教委員会ですら初めて出たところの問題でなくて、昭和

四十四年以来出ておられるところの問題なんです。この問題は、四十四年以来、坂田さん時代から。それで歴代の文部大臣はそれに對して、そう言われればそうなんです、これはあまり用語が適切でないんで、この問題については、早急に改めるようにひとつ検討しますと、こういう話が、そのつどそのつど大臣からは答弁がある。事務局からは検討しますという話で、今日まで何もしていないで、何もしていないでというと初中局長あたり異議があるかもしれないけれども、結果的には表面にあらわれていませんからね、これは客観的には、そういうふうなふうになつていっているので、それを早急にいま結論を出していただきたいという強い要求が出たわけなんですけれども、これなどは非常に一つの、先ほど来議論してまいりましたところの問題とも関連をしますところの問題ですけれども、きわめて重要な私はものの考え方の基本だと思ひますけれども、その点、大臣いかがでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私、文部大臣になりましたから、特殊学校とか特殊教育とか、ああいう特殊というところは差別的なにおいがするんで変えてもらいたいという意見をたびたび耳にしているわけでありまして、しかし、はたしてどういふ表現ならどこからも異議が出ないだろうかと思ひながら今日に至っているわけでありまして、障害児教育ということばもあるようでございましてけれども、また、それはそれなりにどこからか反論が出てくるんじゃないかなという心配があったりするのでございまして、どこからも異議は出てこないという定着した意見になつてきますと、文部省としてもやりやすいなと、こう考へておるところでございまして。

○宮之原貞光君 その障害児教育というのに異論が出てきておられるところがあるんですか。その異論の出ているところの根拠というのは何ですか。それをまず聞いておきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 障害児ということばで言われるといやな感じを受けるというふうな子供さんの話も耳にしたことがあるものでございまして、

ので、どういふことばがいけないんだらうかなあと、こう思ひ続けてきているわけでありまして。それで差しつかえないのだというところに一般的になりまして、文部省としても安心して踏み切れるわけでありまして。変えればまた問題が出てくるのだということになるので、かえつて混乱を起こさせるものでございまして、今後もお全体を見定めながら早く結論を得るようになりたいものだ、こう思つております。

○宮之原貞光君 まあ、午前中は私が最初そこへすわつておつたものですから、攻守とくを変えざるまいなやとりになりまして、私も、私は少なくて、特殊教育という、聞いたばかりでもやっぱり差別感のような気がする名称よりは、これは障害児といふたほうが、これはますますすっきりしておると思ふんです。しかも、まあ私はそのときにも議事録を紹介しましたけれども、坂田さん、あるいは坂田さんのかわりにちよつと出られたところの秋田さん、あるいは高木文相も、そのことには賛意を表され、あるいは与党の皆さんからも特殊教育、特に特殊学校などというのはいかぬという話まで出たところのいわくつきなものなんですよ。それは満点という、完璧というものが何かあるか、世の中にあるかどうかかわかりませんが、それは、少なくとも、いま言われたところの特殊教育といふゆる称されるところのことよりは、私は、私はきわめて普通性のあるところのことばだと、こう思ふんです。だから、私はもうこのでノー、イエスをお聞きしようとは思ひませんけれども、これは若干問題が外にそれだ感はいたしますけれども、いわゆる先ほど来議論をしてまいりますところの教育権の問題からしても、心身障害児の子供たちにとつてはきわめて大事な問題で、ただでさえもひびがみやすいところの条件を持つていられるわけですから、その点もやっぱり考慮されて、これは大臣の在任中に一つの方向性を示していただきたいと思ひますがね。その点、早急に検討される用意はありましようか、どうでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) たいへん大切なことだと思ひますので、いろんなことをさがし求める努力、アンケート調査などやってみることを検討したいと思ひます。

○宮之原貞光君 また、本論に返りますが、大臣は、福祉国家論というのを御存じですか。その中におけるところの教育のあり方という位置づけをどういふふうにご理解をされていらつしやいますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 福祉国家論から直接教育のあり方がどういふふうなつながりがあるんだか私は承知いたしません。福祉国家論を言う人たちの考えで、教育については、こうするんだというところまできまつてくるだけのことじやないだらうかと、かように考へておられるわけでは、ない。いづれにいたしましても、教育を受けるために経済的な負担がかかる、そういう面はできるだけ配慮しなかりませんし、また、障害を持つていられるために教育を受けにくい、そういう場合には、教育を受けやすいように特別な配慮をしていかなきゃならぬ、こう思ふわけでは、ない。世の中が明るくなつてくるといふことが基本でございまして、障害をかかえていられるために教育を受けられないような子供さんが家にいる、そのために家庭が暗い、これはもう何といひましても、優先的にそういう暗さを排除できるように対応策をとつていくことがきわめて大切なことじやないだらうかと、こう考へるわけでありまして。国家が福祉的な施策を積極的にやつていく、暗さがあるものを積極的に取り払つていく、教育の面について、も変わりはないんだというところではないだらうかと、こう思つております。

○宮之原貞光君 まあ、私の質問があるいは的確じやなく御理解があれでしたかと思ひますが、私は、憲法のいう、先ほど大臣の表明された憲法二十六条のこのものの考え方から言つて、それよりは公共の福祉というものが優先するんだと、そういう国民の受けるところの権利よりもですね。そういう議論は、私はいただけないと思ふ

んですけどもね。その点はいかがでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 福祉国家という場合には、私は、国家の役割を福祉政策に重点を置いていくという意味で使われているんじゃないだらうかと、こう考へておられるわけでは、ない。いまおつしやいましたような、公共の福祉を優先させるとかさせないとかいふ問題とは別な範疇に属する用語ではないだらうかと、こう考へるわけでは、ない。個人の充実も大切であれば、公共の福祉も大切だと、こう考へるわけでは、ない。福祉国家論からは直ちにそのいづれであるかというふうな結論になつてくる性格のものではない、かように思つております。

○宮之原貞光君 これは、大臣が福祉国家というのをどういふふうにご理解をされておられるかの概念の置き方によつても私は違つていくと思ひますが、少なくとも、歴史的に見た場合、たとえばヨーロッパ諸国におけるところの福祉国家と国民教育の成立との過程を歴史的にこう見てみても、かつてヨーロッパでは、二十世紀以前は、国民と区別されたところの市民といふことがだいたい強く言われておつたのは御存じですか。言うならば、その市民といふことが基本的であつて、その市民の公民性といふものは、その市民性よりむしろのほうに置かれておつたという一つの時代がある。それが、二十世紀になり、ヨーロッパ諸国の中で、それぞれやっぱり古典的な市民社会といふものから脱皮をして福祉国家論といふものが生まれきた過程がある、ヨーロッパのあの政治的な歴史を見ればね。そういう中で、教育も個々の市民の個性を充実をすることにより、国民といふか、公民の形成ということに教育の面が重点が置かれていたところの経緯といふのがあつて、ヨーロッパ社会におけるところのものを言つて、私は、そのまゝのもののが日本にそのまま受け入れてきたといへませんけれども、少なくとも、このものの考え方というものが、日本の近代化の中でも進んできた。で、それが、まあ戦争中は、逆に国家主義とか、そういうものの中にも災

んですけどもね。その点はいかがでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 福祉国家という場合には、私は、国家の役割を福祉政策に重点を置いていくという意味で使われているんじゃないだらうかと、こう考へておられるわけでは、ない。いまおつしやいましたような、公共の福祉を優先させるとかさせないとかいふ問題とは別な範疇に属する用語ではないだらうかと、こう考へるわけでは、ない。個人の充実も大切であれば、公共の福祉も大切だと、こう考へるわけでは、ない。福祉国家論からは直ちにそのいづれであるかというふうな結論になつてくる性格のものではない、かように思つております。

○宮之原貞光君 これは、大臣が福祉国家というのをどういふふうにご理解をされておられるかの概念の置き方によつても私は違つていくと思ひますが、少なくとも、歴史的に見た場合、たとえばヨーロッパ諸国におけるところの福祉国家と国民教育の成立との過程を歴史的にこう見てみても、かつてヨーロッパでは、二十世紀以前は、国民と区別されたところの市民といふことがだいたい強く言われておつたのは御存じですか。言うならば、その市民といふことが基本的であつて、その市民の公民性といふものは、その市民性よりむしろのほうに置かれておつたという一つの時代がある。それが、二十世紀になり、ヨーロッパ諸国の中で、それぞれやっぱり古典的な市民社会といふものから脱皮をして福祉国家論といふものが生まれきた過程がある、ヨーロッパのあの政治的な歴史を見ればね。そういう中で、教育も個々の市民の個性を充実をすることにより、国民といふか、公民の形成ということに教育の面が重点が置かれていたところの経緯といふのがあつて、ヨーロッパ社会におけるところのものを言つて、私は、そのまゝのもののが日本にそのまま受け入れてきたといへませんけれども、少なくとも、このものの考え方というものが、日本の近代化の中でも進んできた。で、それが、まあ戦争中は、逆に国家主義とか、そういうものの中にも災

いされてまいりましたけれども、また、その戦後のものをこう見てみますと、戦後一時的に非常に強調されていたところの個人の権限、個人の尊厳というこの教育の面で大事なところの面が、だんだん時勢の進展とともに公共性ということが非常に教育の面でも強調され始めてきた。そういうことになると、教育基本法の前文にいう、この「個人の尊厳を重んじ」、「教育云々」というこの条項というものが、非常に影が薄くなつてきておるんじやないだらうか、こういう気がしてなりません。それだけに、言われておるところの福祉国家論という中で、もし、教育をそのように理解をするとするならば、これは問題があるのではないだらうかと、こう思ひまして、いま大臣にその点を確かめておるところなんです。いかがでしょう。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私は、福祉国家とかいうようなことは、警察国家というように、国民の障害になるものを排除することに国家の使命の重点を置いていくところから、積極的に国民の福祉を増長していくかなきやならない、そういう積極的な役割りを国家に求めているというように、ところから、福祉国家というように、それを使得われ出したりしている経過もあるものですから、先ほどのようなお答えをしたわけでございます。いずれにいたしましても、社会が充実するために、個人が充実しなければそのことは達成されま

せんで、個人の尊厳、個人の充実、それと社会の充実、うらはらをなすものだ、かように考えておるわけでございます。自由社会の基本的な考え方、何といいますが、個人の尊厳を基本にしなきゃならないことだと、こう存じております。

○理事(斎藤十朗君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として岡本悟君が選任されました。

○宮之原貞光君 私は、大臣がおっしゃっているのは、いわゆる言われておところの学問上の幅

社国家論じやなくて、福祉政策の重視とか、そういう一つの政策面の立場からではないだろうか。と、で、私は、いわゆる学問的な福祉国家論といふゆる教育との関係はどうなんだという立場からいろいろお聞きしておったわけですけどね。まあそこらになると、どうも食い違いがあるわけですけどね。少なくとも、やはりこの問題は、国がすべてその国民の権限を持つておるのだから、おまえたちに施してやるのがあたりまえなんだと、いうものの考え方から、教育も国がやるならば、国ですべて命令すれば当然なんだと、こういうものの考え方がある。福祉国家論の中に歴史的なやつぱり底流としてあるだけに、きわめて重要な問題だと思つて提起をしておるわけですけども、しかし、大臣のいわゆる福祉政策の強化という面から

度での、教育というものは、あくまでも教育基本法という個人の尊厳を重視をしていくというこのもの考え方であるならば、この議論はここでもめて次に移りたいと思います。

続いて、お聞きいたしますが、先ほどちよつと触れかけてやめた教育基本法の十条の問題ですね。これどのような解釈をされておるか、これをお伺いしたいと思います。

○国務大臣（奥野誠亮君） 教育基本法の十条の二項ですか、二項ですか。

○宮之原貞光君 この全体をどういうように考へられておるかです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 第十条一項の「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」とい

う基本的な問題は、教育も例外でなく国会統制のもとに服しているんだという精神をうたつたんだと、こう私は理解をしているわけでございまして

同時に、二項の教育行政は、国会統制に服してゐるわけでございますので、したがってまた、国民

全体に責任を負っているものでございます。そういう自覚のもとに必要な諸条件でございます。内面的だ、外的だと分けて言っているわけじゃ

ない、すべての条件の整備確立を目標にして進めていくんだと、かように理解しているわけであり
ます。

○宮之原貞光君　その第一項の「不当な支配に服することなく」云々とありますね。これは具体的にどのようなことを意味するんだというふうに、大臣は考えておられますか。

○國務大臣（奥野誠亮君）　これは、たいへん経過

を率直に申し上げて恐縮でございますけれども、占領軍の筆先によってこういう表現が使われたという経過を聞いておるものでございますので、先ほどのようなことを申し上げたわけでございます。同時にまた、戦前のわが国の教育はすべて大権命令に属しておったわけであります。勅令によって全部きめられておった。そういう経緯も今日まで、やはり教育の根本的な国会発議によるべき、やはり教育の根本的な国会発議によるべき、やはり教育の根本的な国会発議によるべき、

さいまのて、やはり教育も例外なしに国令制のものにあるんだという趣旨でこのような規定が置かれたんだと。たしか田中耕太郎文部大臣ですわ、そのときに、教育というものは別だという感覚で、どういう表現を使われたか知りませんが、

第四權とでも言いましょうか。そういう考え方は持っておられたというのを伺っているわけですね。それに対して、いや教育といえども例外じゃないんだということ、こんな表現が

入ったと、こう聞いておるわけでありませう。しかし、こういうように成文になってまいったわけでは

ごぎいますから、「不当な支配に服することなく」というのは、いろんな特別な団体、国民全体を

表するということの言えないようないろんな団体の支配に服しないんだと。そして、やはり国民に直接責任を負って行なうんだという表現が

○宮之原貞光君　そうすると、これはきわめて

臣は重大なことを言っておられるんですが、大

政は、これは国民全体の委託を受けておるんだらこれに入らない。いわゆる特別な団体ですね、国民全体でない。そういう団体から不当な支

云々というのを守るためなんだと、こういうように理解されておるんですか。いまの大臣の答弁からは、そのようにしか理解できませんが、そうですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 率直にこの条文の生まれてきた経過を申し上げたわけでございまして、経過がそういうことでございますので、そういうことを背景にこの文章を理解していきたい。不当

な支配とは何だと言われますと、国民全体を代表するものでないものが不当な支配になるんだと、かように存じておるわけでございます。市町村であらうと、政府であらうと、国会統制に服しない、国会できめられたものからはみ出たような行動をとります場合には、やはり不当な支配に私は入らざるを得ないんだらうと、こう思います。

れたものは、これは不当な支配にはずれるけれども、しかしながら、それ以外のものは、みんなこれは不当な支配の一応対象になると、こういうお考えですね。そうすると、国会できめられたとい

うのは一つの国会で定められた法律なら法律のことを意味するのか、その法律を實際やるところの行政府のことを指さすのか、どつちなんですかの（國務大臣（奥野藏亮君） 基本的には、私は先ほ

ど来申し上げますようにいろんな団体か、宗教団体でありますとか、あるいは労働組合であります

とか、いろんな団体があろうと思うのであります
 そういふようないろんな団体、国民全体を代表す

るようなものがそれに介入していくことは避けるべきだという意味でうたっている。その経過はなぜかといえば、従来は教育は勅令統制のもとに

かれておつた。しかし、**国民主權**のもとにおいては教育といへども例外ではないんだ。あくまで国会の統制のもとに服していかなければならぬ

のだから性格でこれがつくられたのだ。そういう経過からたどっていきますと、国会で定めら

には、そういうものを広く不当な支配と呼べる
 じゃないだろうか、こうお答えをしているわ

でございませう。

○宮之原貞光君 先ほど来からいわれる国会での討論を踏まえて云々と、この問題ができたところの経緯に踏まえて云々と、こうおっしゃって、田中耕太郎さんの話を引き出したんですが、しかしこの法案の趣旨は、いわゆる戦前の勅令主義によって教育が行なわれてきた、必要以上に国家権力が教育に介入してきたという、この戦前の忌まわしいあの事態に対して、いわゆる国民全体に対して直接責任を負うということが出たんじゃないでしょうか。それだからこそ、先ほど大臣の言われたところの田中耕太郎さんは、その著書の「教育基本法の理論」ですね。その八六二ページでこんなことを言っておられるんですよ。「不当な支配」というのは何を意味するであろうか。この規定に「教育行政」という表題がついている以上は、これは国及び地方公共団体という教育についての公の権力を行使する権限をもっているものが対象となることは疑いない」と、このように文部大臣を経験されたところの田中耕太郎さんは自分の著書で表明されておられるんですよ。そうすると、これは大臣の先ほどの答弁とは全く違った話ですね。少なくとも、やはり戦前の教育に対するところのきびしい反省の中からこう出てくる。したがって、田中耕太郎さんもこういうように指摘をしておる。大臣のいままでの答弁はいやそうじゃないんだと、国会できめさすればいいんだなどと、こういうのでは私はいふ違うと思うんですよ。それはどうなんですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 別に、角度の違った議論じゃないかと、こういうような感じがいたしました。国会におきましてきめましたことを執行していきますものは中央政府があり、府県政府があり、市町村政府があり、あるいは教育委員会——地方教育委員会と申し上げたほうがよいかもしれませうけれども、そういうものが執行の任に当たっていくわけでございませう。でありますだけに、それ以外のものが介入してくるという場合には、おおむね不当な支配に入ってくるということになるの

じやなろうかと、かように思うわけでございませう。いずれにしても、沿革的には国会統制に教育も服するんだという趣旨から発してこういう表現になってきておるわけでございませう。教育行政というものは、国会において定められていくわけでございませう。その教育機関によって遂行されていかなきゃならない。それ以外の勢力が介入してくるということとは不当な勢力と呼ばれるものになりやすいんじゃないだろうか、こう思います。

○宮之原貞光君 そうすると、この田中さんの見解、これは間違いだという判断ですね。先ほど田中さんの問題をあげられてあんな言われておったのだけれども、この田中耕太郎の著書、よく知っているでしょうが、文部省だつて、「教育基本法の理論」というのがあつてしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私はよく知らないんですが、いま事務局から伺つてまいります。(理事斎藤十朗君退席、理事内藤三郎君着席)戦前は国会統制に服しない、国の行政機関が直接教育行政を担当しておつた、そういうあり方を否定しているんだ、新憲法の後においては、国会統制のもとにいろいろな行政機関が設けられて、それを国会できめたことの遂行に当たっている。それを田中先生は否定していられるわけじゃないんだ、新憲法以前のあり方を否定しておられるんだ、こういうふうにいふ言っているところとございませう。私、それをよく、どういふ論文になつてい

○宮之原貞光君 これはしかし戦後でしょうが、この教育基本法ができたのは、この田中さんの著書、その戦後できたところの教育基本法を踏まえて、この理論的な解説をしておられるんですよ。それを、あれは戦前の話だというの、それは戦前と断つて書いてあるんですよ、それなら、わざわざあんな「教育行政」とカッコ書きまでさ

れているでしょう、この十条の条項に「一々見出しをつけておるでしょう。十条の見出しは「教育行政」と、こういう「(教育行政)」という見出しをつける以上は云々ということを書いていておられるんですよ。それを戦前のことを言っておられるんじゃないか——それは大臣わざとそうとばかり言っておっしゃるんじゃないですか、おかしいですよ。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育基本法ができたのは昭和二十二年三月でございませうから、新憲法と同時にございませう。そのときに書かれたものでございませうから、行政機関をあげて言っておられるといたしますれば、当然、私はいま申し上げたようなことが予測されるんじゃないだろうか、こう考えるわけでありませう。田中先生に聞いてみないとわかりませんけれども、私はまだそれを読んでいないものでございませう、なかなか御理解いただきにくいお話になつていられるかもしれませう。しかしいづれにいたしましても、戦前の教育は勅令事項であつたことには違いないわけとございませう、また府県などにつきましても、地方官制などで定められておつたりしたわけでございませう、そういうことを通じて、そういうお説が出てきているんじゃないだろうか、こう予想するわけでありませう。しかしいづれにいたしましても、本人に何かなければいかぬこととございませう、また、論文そのものもよく読んでおられますので、全体を読んでおられますので、私には正確なお答えをしかねるところとございませう。

○宮之原貞光君 それは、私は理由にならぬと思ふんです。それは事やりの教育の一番基本を書かれたところの条項でしょう。しかも、先ほど来大臣にたゞしてまいりますと、教育基本法は非常にりつぱだ、何回も何回も言っておられるぐらいいね。けれども、その解説のところそれは見てないんだということでは、私は答弁にならぬと思うんです。何かやつぱり大臣の頭の中には、いまのものになぞらえてそれはそれとおりだと、こういうとくあいが悪いという頭が先立っておるから、そ

うおっしゃつておるんじゃないですか。どうなんですか。私は、やつぱり大臣に答えてもらいたいね、責任持つておられるんだから。

○政府委員(岩間英太郎君) その前に、九十二帝国議会の速記録がございませうので、その部分を読んでみたいと思いますが、「第十條の不当な支配に服することなく」というのは、これは教育が国民の公正な意思に依つて行なわれなければならないことは当然でございませうが、従来官僚とか一部の政党とかその他不当な外部的な干渉と申しますか、容喙と申しますかによつて教育の内容がずいぶんゆがめられたことがあることは申し上げるまでもないこととあります。そこで、こういうふうな事なる官僚とかあるいは一部の政党とかいうふうな事なるものでなく、一般に不当な支配に教育が服してはならないのでありまして、ここでは教育権の独立と申しますか、教権の独立ということについてその精神をあらわしたものであります。」というふうな高橋誠一郎文部大臣からの御答弁がございませう。

なお、仙台高裁の判決の中に、「教育の自主性を侵害する如き「不当な支配」の主体としては、国民の一般意思を代表するものとはいへない社会的諸勢力、例えば、特定の政党、労働組合、ジャーナリズム、宗教団体、さらには個人も考えられるが、戦前の教育行政が内務行政と密着して教育を国家の統制下に置き、これを支配して来た何人も否定できない歴史的事実を鑑みれば、国家権力もまた多分に「不当な支配」の主体たり得るものといわなければならない。しかし、それが国民の総意を反映した国会において正当に制定された法律を根拠とする行政的支配である限り、これを「不当な支配」であるということはできない」、そういうふうな考え方を私どももしておるわけでございませう。

○宮之原貞光君 そうすると、政府がやることは何でもいふことですか。いまのあなたの答弁を聞いておると、政府がこうだと判断したこと

れなら。

○政府委員(岩間英太郎君) 判決にもございますように、「それが国民の総意を反映した国会において正当に制定された法律を根拠とする行政的支配である限り、これを「不当な支配」であるということとはできない。」ただ、戦前の教育行政が、教育を国家の統制下に置いてきたことは否定できない歴史的事実である、したがって「国家権力もまた多分に「不当な支配」の主体たり得るものといわなければならぬ。」権限を逸脱した行為はやはり不当な支配だということもあわせて述べられているわけでございます。

○宮之原眞光君 とにかく、あなたがいまこう読んだものをすなおに受け取ってみても、いわゆる戦前の教育あるいは戦後の教育も含めて一つの官僚の独善的な、あるいは一部の政党だけで牛耳るということもこれはやはり不当云々だと、この範疇に入る、あるいはまた国家権力の場合にしても、その正当でない場合には入るといふこのものの考え方でしょう。そうすると、少なくとも、今日の教育行政をあずかっておられる文部省のやっておることはすべて正しいんだというものの言い方はこれはできませんね。いわゆる国会で法律ができた、その法律を執行するところの行政府は法律でまいったことをやっているだけだから政府の、行政府のやっていることはすべて正しいんだということも高裁でお墨つきをもらったというわけにはまいらないでしょう。それはどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもは、現在やっておりますことはすべて正しいことをやっているというふうに確信をいたしておりますけれども、これは最終的には、裁判所等で判断するような場合もあるわけでございます。

○宮之原眞光君 そこに、非常に私は問題があると思うんですよ。教育あるいは自分の行政に対するところの反省も謙虚さも一つもない、言うならば、自分たちのやっておることがすべてで、満点で、それに従わないようなやつがばかみたいないないからぬみたいなあんなものの考えでしよう。

そこに非常に私はやはりこの問題、問題があると思ふんです。これは後ほど具体的に触れますけれどもね。言うならば、今日の政治の実態見てごらん下さいよ。立法府でできたものを行政府が拡大解釈をしてどんどんやっているというのが実態じゃありませんか。それぐらい行政がいわゆる立法府でもコントロールがきかないという事態の、具体的な事例もたくさん出てくるぐらいに問題が出てきておる中で、自分たちの官僚行政がやっておるところは云々というの思ひ上がったところの考えこそ、私は非常にこの問題があると思ふんですよ。しかも、そのあなたが言われたところの仙台高裁でさえもこれは「正当」なとわざわざつけなさないといけないという、まぐらことばをつけなければならぬその意味がわかるでしょう、これ当然。そういうことへの反省なしにそれをばかつとやられても困る。まあ質問続けますけれども、少なくとも、やはりこの第一項の「不当な支配」云々というものは、当初も大臣がおっしゃってあったように、他の団体ばかりでない、他の国民の代表の団体ばかりでないということは、これは明らかにしたところのこととは明白で、それはいいでしょう、その点は、その点はお認めでしょう。どうですか。いや大臣ですよ、あなたの答弁あったんだから。

○国務大臣(奥野誠亮君) 政府も国会における権限の範囲において行政を執行していかなくやらない、そう考えます。したがって、援権を踏みはずすというような場合には、これは不当な支配になってくると、こう思っています。

○宮之原眞光君 そうすなおに言っていただけでは話早いんですよ。自分たちのやっていることは寸毫も間違いないと、こういうことを言う。だからそこから踏みはずした場合には、これはやっぱり不当な支配に入るといふことは、これははっきりしておるのです。そこにやっぱり田中さんのおっしゃるところの行政権力、公権力を行使するものも含めなかならないというところのみそはそこなんです。そこをまず申し上げておきます。

次に、もう一つお尋ねしますが、第二項の「必要な諸条件の整備」という問題ですね、この第二項のですね。これ先ほど大臣は内的事項も外的事項も両方なんだと、こういう御答弁をされておりましたですがね。どうですか、そのとおりですか。○国務大臣(奥野誠亮君) そのとおりに思っております。

○宮之原眞光君 これは予想どおりの答弁ですけどもね。これ、しかしながら、前はそうじゃなかったんですよ、大臣。これは昭和二十二年、これができた当時ですがね。これは文部省内の教育法令研究会が編集した「教育基本法の解説」というのがあるんです。これは後ほど局長にまでいった田中さんと最高裁の判事になられた田中二郎さんですか、この二人が監修をされて書かれておるんですがね。そのときには、こういう解釈をされておったんですよ。「教育行政の特殊性からして、それは教育内容に介入すべきものではなく、教育の外にあって、教育を守り育てるための諸条件を整えることにその目標を置くべきだ」と、こう述べておられるんですよ。少なくとも、先ほど申し上げたところの立法府がきめたところの直後の行政府のものとの解釈は、ところが、その後の木田宏さんですかあいまの大学局長です、彼の「教育行政法」にはいま大臣が述べられたのと全く同じことを言われているんですね。いまのあなた方の答弁は、それは木田さんのものだ。最近その後一貫しておるみたいだけれども、前は少なくともそう述べられておる、あなた方が、文部省のそれぞれの責任者が、そうなりまして、先ほどの「不当な支配」云々じゃありませんけれども、こういういま大臣の答弁なされたところの解釈というのは、行政府が与えられたところの法律を拡大解釈をされて皆さんやっておるといふ証拠じゃありませんか。そうじゃないと言ひ切れますか、それならどうなんですか、そこは。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、この法律を正確に読んでお答えをしているつもりでございます。この法律には「諸条件」と書いてありますけれども、別に外的条件だ、内的条件だというようなことは書いていないわけでございますから、包括的「諸条件」とこう書いてあるんだ、こう見えておるわけでありまして。

（理事内藤三郎君退席、委員長着席）同時に「教育行政は、この自覚のもとに」と書いて「一項を受けているわけでございます。一項はあくまでも先ほど来たたび申し上げますように国会統制に教育も服しているのだと、こういうことでございますから、それを踏みはずした行き方で諸条件の整備に当たれないことは言うまでもない、それは外的条件であらうと内的条件であらうと同じことだろうと、こう判断いたしております。

○宮之原眞光君 これは、あなた、法文を読んでも、この「教育行政は、この自覚のもとに」というのは、やっぱりこの「不当な」云々という問題からの一連のものなんですよ。それで先ほどこの「不当な支配」というものの解釈の中で私は触れた。しかも、法律ができて直後の皆さんの文部省の解釈は、私が読み上げたとおりに解釈しておるんですよ。立法の趣旨から見てもそうなんだと。それならば、それが一貫して貫かれてこそ、立法府できめられたところの法律をそのとおりやるという行政の姿勢じゃありませんか。それをその後変革したというところ自体にこれはやはり立法府がきめたものを御自分たちの都合のいいように広げただと、こう言われてもしかたないじゃありませんか。なんなら、この問題の前後の二十二年の解釈というのはあれは間違いないんだという形で国会でみんなに認められておるんですか。法律改正でもされたんですか、それはどうなんですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 文部省にもたくさん人間がおるわけでございます。この法律の起草に当たった人間もたくさんいることだと思います。その中のだれかが書いておるものを指摘しておっしゃっているんだらうと思ふんでございます。判断をしていけばよろしいんじゃないか、こう思

います。同時にまた、当時の国会の論議においてどのようなことが言われておったのか。そうやってまいりますと、その論議と違つたことを申し上げてまいりますと政治的な責任問題が起つてくるかと、こう思いますけれども、個々の担当者のいろんな解釈、これはもう実際問題としてたくさん出ておりますし、また、人によって筆の運びが違つてゐる場合もたくさんあるわけでございまして、その辺はぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 それは理解せよというのが無理じやないですか。それは大臣、あなたはいま大臣になつておられるから、その立法当時のことは御存じないでしよう。しかしながら、立法院というのは、立法をしたところの段階の中でいろいろ議論をし、それを行政府の皆さんも聞いておつて、この立法の精神というものはこうで、解釈はこうなんですと出すのがあたりまえでしよう。したがつて、その当時は、いま私が読み上げたような解釈されておるといふことは間違ひないんですよ。あなたはいまこうになつて、それは文部省の中にもそれぞれその立場立場によつてというけれども、文部省が、人と人によつて正反對の解釈をする人はおらぬはずですよ、それは。しかも、あなた、辻田さんは後の調査局長になつた人でしよう。田中二郎さんは、最高裁の判事までやつてゐる人でしよう。当時のおそらく課長クラスですよ。その担当の皆さんがそういう解釈をされておられる、いまごろになつて、あれは何人かの人がある、あれは違つた考えの人があるかもしれないというの、あまりにもこれは身がたつて過ぎませんか。皆さんがあのときおつて、そういう議論があつた、これはこういう議論もあつたと言ふならいざ知らず、いまからあれは間違ひだ、ここに私は先ほどちよつと申し上げたけれども、行政府が、いまや行政のほうで立法院よりも先ばつて、だんだんだんだん自分たちの縄ばりを広げていくといふか、つうのものの一つだと言われたつてしかたがないじやありませんか。それをさつきは初中局

長はそんなことは一歩も踏みはずさないでやつておりましたつて、いまのこととはどうしても解明つかないんじゃないですか、そのことでは。

○政府委員(岩間英太郎君) 「教育基本法の解説」で御指摘になりましたものの序の中に、田中二郎先生は、「これは文部省の公定解釈でないことはもちろん、われわれ有志の一致した解釋でもない」といふふうなことも書いてございまして、おそろく、当時教育基本法をつくりましたとき、あるいは学校教育法をつくりましたときに、御案内のとおり、学校教育法の二十一条に「小学校の教科に関する事項は、――監督庁が、これを定める。」と、附則の百六条で、この「第二十条」の監督庁は、当分の間、これを文部大臣とする。」といふふうになつておりますから、その当時の考え方一つとして、教育課程につきましても、これは文部省じやなくて、都道府県の教育委員会が監督庁になるといふこともあるいは考へておつたのかも知れませんが、そういうふうないきさつでございまして、おそろく、そういうふうな解釈が出ていたのじやないかと、そういうふうな考へるわけでございまして、それからなお、仙台高裁の判決それから一昨日の東京高裁の判決、いずれも、教育内容は文部省の権限の中に入るといふことが判示されております。

○宮之原貞光君 だつてあなた、最高裁でも二、三年するところと百八十度変わるんだからね。少なくとも、立法当時のもの考へ方と違つておるといふことは、これは明らかですよ。それをあなた方がいま強引に合理化しようと言つて一生懸命答弁しておる。何もあなたのことばじりをとらえるわけじやないけれども、当時はまだ教育委員会ではできてないんですよ。学務課というのがちゃんとまだ当時あつたんですよ。そういう時代のこのものの解釈、しかもあなた方、それはなるほど文部省の統一されたところの見解ならそれは文部省編になるでしようけれども、しかしながら、少なくとも、文部省編でない限りそれは文部省の解釈でないにしても、文部省の指導に当たつておると

ころの人がそう書いて地方を指導しておつたといふことはこれは事実でしょう。

そんなら大臣お尋ねしますが、文部省内で文部省の方針と違つて課長なり局長なりが書くのはもう自由かつたで、こういうわけにまいるらないわけでしょう。直接間接の影響はあるんだから、そういうわけにまいるないでしよう、官僚の皆さんといふのは、行政の姿勢としてどうですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 文部省の事務当局がいろんな雑誌に寄稿いたしましたり、また、書物を出したりいたしております。できる限り間違ひを来たさないように問題のところは各方面に当たつて執筆せざるやならないことは当然でございまして、執筆せざるやならないことは間違ひをおかすといふことはあり得るわけでございまして。

○宮之原貞光君 そうするといふ大臣の話は、これは当時の者が間違つた解釈をして文部省の一部の解釈だつた、こういうことなんですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) いま事務当局が読み上げましたように、その本を書くにあつた名前を連ねておられます東京大学の田中二郎さんがわざわざ序文で、そういう心配を持つて断つておられるわけでありまして、「これは文部省の公定解釋でないことはもちろん、われわれ有志の一致した解釋でもない。」ですから田中二郎さんもすべてについて私が責任を負つておりません、こうまで言つておられるわけでございまして、これを金科玉条にされますことはちよつと私も困るなあと、かように考へるわけでございまして。あくまでも実定法を基礎にして解釈をきわめていき、こういうふうに思ひます。

○宮之原貞光君 そうすると、初中局長聞きますが、ね、じや、私はそういう解釈はとりませんといふまた別の著書もあるんですよ、その当時、われわれは、こういう解釈をとりまして、いふ何文部省の役人のあります。それとも文部省あれは間違つておるといふ解釈の何か取り消してもやられておるんでしようか、その当時、そういう措置がなされていきますか。ちよつとノールイースト

けをおっしゃつてください。
○政府委員(岩間英太郎君) そういうことは、別段なされてないと思ひます。

○宮之原貞光君 それなら、それはあなた、一般の地方の行政官あるいは学校の先生方が文部省のそれぞれの責任あるところの立場に立つたところの人が、文部省の見解でない人も、文部省の役人の肩書きをもらひ、しかも文部省内の教育法令研究会編なんですね、これ少なくとも、それに盛られたのをいまごろこれは困つたから、あれは違つたのだ、違つたのだと、こつと言つたつて、これは違つたといふことがおかしいんであつて、それはあなた、行政当局のその後の情勢の推移の中で間口を広げてかつてに解釈してゐると言われたつてしようがないじやありませんか。それなら、それはあくまで固執されるということになると、私は非常にもうおかしいと思ふ。それこそ三百代言的な云々だと、こつ言われたつて私はしようがないと思ひますよ。

それでも一つお聞きしますが、これは大臣に聞きますが、憲法九条の戦力の放棄、これは一切の陸、海、空の武力が禁止されておると私は思ふ。したがつて、そういう意味では、自衛隊といふものは、これはまさに違憲だと、こつ思つておるんですが、その点、大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私は、日本国憲法といふものは、日本国の存立を維持していくに必要なるものを定めておると、こつ考へておるわけでございまして、日本国の存立を危うくする場合に備へることを否定しておるものではない、かように考へております。

○宮之原貞光君 そうすると、この九条の戦力の放棄、いわゆる戦力の不保持といふのですね、その戦力じやないんですか、大臣の見解では。

○國務大臣(奥野誠亮君) この表現以上に、日本国憲法は何を目ざしておるのかと、憲法以前の問題じやないだろうか、自衛を憲法が否定することとは考へられないと私は考へておるわけであります。将来の独立国として維持していく場合に、ど

も、これあなた昭和三十一年九月十日の、初中局長は、この通達でこう言っているのですよ。「市町村委員会の内申に対し、都道府県委員会はその内容にすべて拘束されるものではないが、都道府県委員会は市町村委員会の内申をまたずに県費負担教職員の任免その他の進退を行うことはできない

い」と、こういう解釈をしておるのですよ。これは初中局長、否定はしないな、当時は通達をしておるのですから。さらに、翌年の三十二年四月二十五日に、また同じ初中局長名で、「府県委員会が、その内申と並びに発令しないことは異例のこととしてあり得ることは納得できるが、内申の対象となつていない教職員について、府県教委が一方的に転補を発令することは、違法行為である」云々と、こうも言い切つておるのですよ。そういう行政指導をやりながら、今度、いまの文部大臣の発言は、いや、趣旨から見ればそうじゃないのだ、何かどうしてもできない場合には、内申まためども、県の教育委員会には、何か権限があるのだというふうな自分自身は思うというものの解釈は、これはおかしいじゃないか。そうすると、これは文部省のいままでの方針の変更なんですね、どうなんですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先刻来たたびにお答えをいたしましたことと、同じことを申し上げるわけでございますけれども、私はその文部省の姿勢、それでいいと思うのであります。あくまでもそういう姿勢で当たっていくべきだと、こう考えるわけでございます。そういう姿勢で当たっていくが、法が予想しないような事態が出てくる、市町村教育委員会が幾ら督促をされても内申書を出さない、そうすると、都道府県教育委員会は人事権について手をこまねいていなければならないのか、内申があつても、内申と違つた人事権を行使できるにかかわらず、内申なかつたら何もできないというところは、私は法の考へているところじゃない、こう考えるわけでございます。したがって、あくまでも督促をして、なおかつ出て来ない場合には、内申をしない内申があつたものとして処理せざるを得ないやありませんかと、こう答へていくわけでございます。また、具体の例を申し上げた場合に、いろいろな事情でどうしても内申をしてくれない、そうすると、いつまでもたつても教員の配置ができないのか、私は、そういうことじゃない、都道府県は人事の責任を負つていくわけ

ありますから、市町村は内申がない場合でも、合理的な期間を待つても、どうしても内申がない場合には、私は人事の発令をして違法だとは考えない、それは内申をしないという内申があつたものとして人事の案件を処理せざるを得ないのじゃないだろうか、そして、都道府県教育委員会が人事上の責任を果たせる、それまで違法とは私は言い切れない、かように考へていくわけでありまして、○宮之原貞光君 それは、最もおかしい考え方で、それからいふなら、先ほど来論じておるように、行政府の解釈はほとんどどんだん広がつておるといふことですよ。これは内申云々というものは、この教育委員会のあの議論をしたときの一歩のかなめだったので、これは、この内申問題というものは、これはあなたも御承知でしょう。これは昭和三十一年の通常国会でやられましたね。いわゆる乱闘国会だといわれた。国会へ警察権力が介入入までして強引にこれは押し切つたところの法律でしたけれども、そのときの審議の過程の中で、一番指摘されたのは、公選制の教育委員会から任命制の教育委員会に法改正をするといふことは、とりもなおさず任命制度といふことの中で、いわゆる行政権力あるいは政治権力といふものは介入してくることが非常に強い、介入のおそれがある、したがって、それはたいへんなことだといふことをわれわれは主張してきた。そのときに、それに対するところの当時の文部大臣は、清瀬さんです。あの人はそのときには、いや、そういうことはないんだと、三十八条の内申権がある限り絶対だといふぶだと答へられておつたんです。言うならば、幾ら上から押しつけてきても、内申権というものがあつてそれによつて抵抗できるんだから、これは絶対だといふぶなんだといふ強弁をされておつたんですよ。そういういろいろなものの討論を踏まえて、先ほど紹介されたところの三十二年九月あるいは三十二年の初中局長の通達というものは、この内申権の問題であつたわけ

です。いま大臣の答へを聞きますと、それは尊重するけれども、どうしてもできないときにはやることも違法じゃないというならば、これはまさにたいへんなことじゃないですか。これならば、これは立法府の過程でできて、立法府がきめたことを行政府がやってにやつておるといふことになるんですよ、拡張して。ここに私が言うところのいわゆる立法府の行政府に対するところのコントロールというのが、いまや空洞化されている、こつた言わざるを得ないやありませんか。そのことは、いまのことだけじゃない。先ほどの憲法の問題にしてもそうじゃないですか。その前の話にしてもそうなんです。それをそのときそのときの行政府が一つの政治権力をバックにしてこれもできるんだ、これもできるんだといふものの解釈をするというならば、私は、これはたいへんなことだと思ふ。こつた論法をやつたら、幾らこつたことだと思ふ。こつた論法を議論してみたら、さて、その法案が通過したあとは、あなたの方からこつたに解釈が何でもできる。こつた論法にもつながらるのです。これは委員長、重大な問題だと思ふのです。これをこのまゝおいておいて私は質問を続けると言つても続けませんよ。立法府が議論をし、当時いろいろないきさつの中からきめたものでせよ、自分たちの行政府でせよ七、八年前、五、六年前まではそういう通達を出しておいて、いま大臣がかわつて宗旨が変わつたからといって、それは違法でないといふものの解釈をするとするならば、これはたいへんな問題だと思ふ。これは立法府に対するところの侮辱だと言われてもしかたがない。私は、この問題については、これは早急に理事会を開いてもらつてその中できちんとしたひとつ結論を出してもらいたい。それまでは私は質問しません。理事会の開会を要求します。

○委員長(世耕政隆君) 速記をやめてください。

(午後四時三十三分速記中止)

(午後五時二十八分速記開始)

○委員長(世耕政隆君) それでは速記を起こしてください。

先ほど宮之原委員の質問に関する大臣の御答へは、また後刻よく練り上げていただきます、御

答へいただくことにして、委員長がお預かりさせていただきます。

それで、宮之原君の質問を続けていただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 非常に、いまのことにつきまして、私は、先ほどの経過から申し上げまして、非常に不満だけれども、せつかくの委員長の裁定でございますから一応服しまして、質問を続けましょう。

次は、この法案の各条項について、一応文部省の、提案者側の解釈なるものを、見解なるものを承つて、これをもとにまた、後刻、次の機会に質問したいと、こつと思ひます。

まず第一点として、お尋ねしたいことは、学校教育法の第七條です。これは「学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない」と、こつ出でる。同じく八条には、その校長、教員の資格について書いてあるわけでありまして、今度の改正法案は、この点については全然触れてないんです。それでいて、提案理由を拝見をいたしました。教頭とは別に独立の職として法律上明確にしたんだと、こついうことで、二十八条の中でのみ校長、教頭、教諭という教頭の置き方をしておるわけでございますが、それでお尋ねをしたいのは、教頭は独立の職だといふならば、教頭は七条、八条の「校長」、「教員」といふ概念の中のどこに入るのか、その点、まずお尋ねをいたします。

○政府委員(岩間英太郎君) 学校教育法の第七條は、これは第一章の総則の中の規定でございます。学校全般に通ずる規定でございます。そこで、「学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない」といふ規定を設けて、それから二十八条は、これは、第二章小学校の中の規定でございます。これは具体的にさらにどういふ職員が置かれるものといふ規定をしたわけでございます。したがって、第七條の中におきまして、教頭といふのは、これは当然相当数の教員を置かなければならない教員の中に入るといふことでございます。それから二十八条は、その教員

につきまして、そこに書いてございますように「教諭」とか、「養護教諭」とか、具体的な規定があるわけでございます。

○宮之原貞光君　そうすると、この学校教育法の八条、七条にいう「校長及び教員」という中では、教員の範疇の中にこの教頭は入るんだと、こういうふうに理解しておつてよろしいんですか。

○政府委員(岩間英太郎君)　そのとおりでございます。

○宮之原貞光君　それでいて、この独立の職で、しかも管理職なんだ、特に改正法では、修正条項では、非常に管理職という条項が強く出ているんですが、管理職だという規定のしかた、これは一体どうなんですか。校長と教頭、校長というのは大体的に管理職だと考えられるけれども、これはあとからまた議論しますけれども、教頭は教員の部類だけれども管理職だ、こういう法体系ですね、規定ですね。これは一体どういうことになるんですか。何かまん中の宙ぶらりんの役割りなんだ、こういうことですか。

○政府委員(岩間英太郎君)　管理職と申しますのは、別の法律の体系で管理職であるかどうかは定められておるわけでございます。私どものような一般の公務員でも、たとえば、機密をつかさどる職員、これは管理職の中に入っております。でございいますからその法律のたてまへと申しますか、そういうものによつて規定のしかたが違つておるわけでございます。私ども、今回の改正案につきまして教頭が管理職であるというふうなことを特に強調するということではございません。管理職というものは、管理職として別に規定があるわけでございます。ただ、学校は一つの組織体として住民にサービスをするという、そういう機関でございますから、その組織体としての校長は、全体を監督して校務をつかさどるような職員として位置づけられておるわけでございます。

このたびの私の改正案では、教頭はその頂点に立つております校長を助けまして、教員との間に円滑な関係が保たれるようにと、また、学校

の運営が円滑にまゐりますような職務を行なうことによりまして、学校が組織体として最も効率的に住民に教育というサービスをする、そういうふうな仕組みを明らかにしているわけでございます。

○宮之原貞光君　だつてあなた、別の法律云々と言つて、わざわざ「教頭は、校長を助け、校務を整理し」というのを御丁寧にその修正をしないで、必要に応じて児童の教育をつかさどる」というなら、これは、文部省の最初の原案よりは管理職だという規定づけを明確にしておる証拠でしようが、校長を助けて校務を整理するというんだから、学校の中では教員という教育をつかさどるものと校務を見るのと二つしかないんだから、こういう改正案でいけば、その教育をつかさどるというのは副次的に扱われておるんだ、これは少なくとも。これは民社の修正案をあなたの方のおるんだから、その体系からいけば校長のワクの中に入るのが当然じゃありませんか。それを教員のワクに入るといふ解釈づけはどういう意味ですか、そんなら。おかしいじゃないですか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)与党の皆さんもそうだとおつておる。

○政府委員(岩間英太郎君)　教頭は校長ではございませんから、当然校長とは別になるわけでございます。学校教育法の中で校長に専属の権限がございいます。たとえば入学でございいますとか、退学でございいますとか、そういうふうな専属の権限は、これは校長に属する。ただまあその職務代理ができるというふうな関係でございまして、校長とそれから教頭とは、これは別の存在でございいます。

それから管理職というものは、地方公務員法の五十二条に職員団体の規定がございいますが、その中で「管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める」というふうに、これが別の観点から管理職ということが規定をされておるわけでございます。教頭は管理職であるということとは、管理職手当が人事院規則でも明らかにされております。それから管理職手当が支給をされて

おりますけれども、それは法の体系が別になつておりますから、ここでは管理職であるとか、管理職でないとか、そういうふうな規定とはやや違つた角度から学校の組織体としてのサービス機関と申しますか、そういう意味からのどういふふうな組織がよろしいかという観点から規定が設けられているということでございます。

○宮之原貞光君　何かそれは詭弁だと思つておる。この間は内藤委員の質問で、いや管理職手当もある、それから組合に入つていかなんという人事院規則の解釈もある、それからもう戦前からちよつとあつたんだからもう条件はできておるんだから、ただ名前を法律の中に入れるだけで管理職であるということとは、これはもういままでのあれでもはつきりしておると、ただ、それを法律に入れただけでしようと言つたら、あなたの方、そうですと答弁しておる。いま今度逆にさかさに聞くと、それは別な法律にあるからそうでありませんか、あまりにもこれは御都合主義です。これは、あなた管理職とここに書いてないからといつて、ほかの別の法体系でと言つてみたつて、学校の構成というのは、校長と教員しかないわけなんだから、二つ分けたら。そうすると、これは校長の変形にしかならぬでしようが。何も私は先ほどもから校長と同じ権限だと言つてないですよ。しかし、職務権限の中身から言えば、与えられたものは児童の教育をつかさどるわけじゃないんですから、これは。特例として児童の教育をつかさどるといふんだから、あれは学校教育法の二十八条の第四項ですか、わざわざ「教諭は、児童の教育を掌る」と、そのつかさどるところの任務を、これは教頭の場合はきつめて副次的に書いておるんだから、片一方の学校の校務をつかさどるんですか、そこの中に入るのが当然じゃありませんか、これは常識論で。どうなんですか。おそれく皆さんは最初はそのういふつもりじゃなかったけれども、まあ通すために、民社の修正案のんだからこういうちぐはぐな形できておるんじゃないですか。

○政府委員(岩間英太郎君)　そういうことではございませんで、まあ校長が学校という組織体の唯一の責任者として専属の権限を持っておるわけです。そういう方が二人おられるというふうなことは、やはり組織体は維持できないわけでございます。たとえば、文部省でございまして、文部大臣がおられる、それから事務次官以下の大を補佐する職員がおる。事務次官は大臣を助け、省務を整理するというふうな規定になつておるわけでございます。しかし、当然事務次官というのは、これは管理職に入る。しかし、管理職であるから、そういうふうな規定をやるというふうなことはございませんで、そういう職員が当然管理職に入るというの意味では、教頭は当然管理職に入るということが言えると思ひます。管理職だからというふうな、そういうふうな発想から、ここに教頭の規定を置くというふうなことではないわけでございます。まして、あくまでも学校という組織体、そういうものを円滑に運営するための必要な職として教頭というものを考えるというふうなことではございませんで。

○宮之原貞光君　これ、二十八条をすなおに読んでごらんないや。二十八条の第三項が「校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。」次は、「教諭は、児童の教育を掌る。」でしやう。言うならば、これは教員ですな、ことばを覚えて言へば。だつて、その教員云々の規定づけは、教育公務員特例法の二条の中にもあるわけなんです。しかし、そういうことからいって、今度の示されたところのおたくの修正案を含めたのを見れば、「教頭は、校長を助け、校務を整理し」というのを、前は「及び児童の教育をつかさどる。」で半々のかつこうに、あなたが答弁しやすいようにできておつたんだ。けれども、それは「及び」は、「必要に応じて児童の教育をつかさどる」というから、これは何といつても校長の助けをする役割りですよと、これが主体なんですよ。そうすれば、学校教育法の二十八条の四項の部類にはこれはどうしても入らぬですよ、「教諭は」と。校長のワクの中に入らなやならないことしか考えられ

ぬ、あえて二つワクを当てればですね。それを教員のワクに入りますというの、これは苦しまぎれの答弁にしかすぎないやありませんかと聞いておるんです。正直なところおっしゃいます。修正するから、こういうかつこうになつてゐるんだよ、ほんとうは。

○政府委員(岩間英太郎君) 例を引いて恐縮でございますが、文部省の場合でも、文部大臣と、それから事務次官以下というのは、これは違つておられます。事務次官は官職でございます、大臣を助けて私どもを監督してゐるわけでございますけれども、どちらに入るかと申しますと、これは文部事務官、私どものほうの側に入るわけでございます。二つに分ければ、文部大臣とそれから文部事務官、二つに分かれるわけでございます。その中に事務次官が入つておつても一つも差しつかえないと思ひます。

○宮之原貞光君 それは文部省設置法からどういふ規定づけしてありますか、そんなら、大臣の権限はこうだと、皆さんの権限はこうだと、どういふふうに書いてありますかね、設置法の中に。

○政府委員(岩間英太郎君) 文部省でおあすかりいたしております権限を執行されますのは、これは大臣でございます。私どもは、事務次官以下これは補佐役でございます。

○宮之原貞光君 だから、どう規定しておるんですかと聞いておるんですよ。これを正確に読みなさいよ、あなた。

○政府委員(岩間英太郎君) 国家行政組織法の第五条には、「総理府及び各省の長は、それぞれ内閣総理大臣及び各省大臣とし、内閣法にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。」、こういうふうな規定でございます。

○宮之原貞光君 だから、私が言うでしょう。あなたは、文部省設置法の、その文部省の役人という例をたまたに引き出しているけれどもね。これは明らかにこの学校教育法の二十八条によれば、校長はこういう権限ですと、教諭はこういう仕事ですと、職務権限、職務は明確にしておるわけ

しょう。そうすると、先ほど来言うように、教頭の仕事が児童の教育をつかさどるといふならば、これはあなたがおっしゃる通りに、それは教員の中に入るということも理解できるんですよ。しかし、修正をして持つてきたものは、校長の校務を整理するというのが主体なんですよ、これ。で、必要に応じて、ちよびつと教育のほうを出しておる。必要に応じてというのは、いろいろな議事録を見ますれば、きわめて小規模学校とか云々と、こいつておるわけでしょう。それならば、常識的には、これは学校教育法の教員と校長と分けられ、校長の範疇に、オール校長だと言ひませんよ。それはもちろん権限違ふんだから。入るのが常識なんですよ。それをあなたらは教員の中に入る、入ると言うから、おかしいやありませんかと聞いておるんですよ、この条文の解釈からいへば。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、まあ行政組織の考え方でございますけれども、私もが考えておりますのは、それは大臣あるいはその校長といふものとそれを補佐するもの、あるいはその監督に服しておる所屬職員といふのは、これはもう画然と差がございます。校長の職務につきましては、ここに規定がございますけれども、そのほか学校教育法の中では、入学の許可でございますとか、そういうような権限が専属的に規定をされておるわけです。

○宮之原貞光君 代行するんだからね、今度の法改正の中には代理権もあるんだからね。

○政府委員(岩間英太郎君) 教頭の場合は、もちろん校長が欠けた場合の代理権はございますけれども、校長に専属するような権限といふのは、これはないわけでございます。ですから行政組織としましては、これがまあ当然、二つに分ければ教頭は教員の中に入るといふことでございまして、おかしいことではないといふふうに思ひます。

○宮之原貞光君 これはだれが考えても無理な話ですよ。これはおたくの最初の原案ならその答弁で、これは半々だから、わかるんですよ。しかし、御丁寧に校長の校務をつかさどるのを、助けるの

が主体ですよと、おまけに教頭は、校長に事故あるときにはその職務を代理するんですよ。これならば、教育をつかさどるところの教員の中に入りまますと言ふのは、常識で考えたつて入りますという私は答弁できないと思ひますよ。それをまああえてだいいぶこうがなばつておられるようですよ、どね、どうもそれはもう矛盾だらけですよ。それでまあそれだけこうやると時間ありませんから言ひませんがね。そうすると、これは教頭は独立のあれですから、この任命行為も教頭には行なうんだと、こういうことになつておりますですね、そうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) このたびの改正法案が成立いたしました場合には、教頭は独立の職になるわけでございますから、当然任命行為というのがあるわけでございます。

○宮之原貞光君 そうすると、教諭とは別に独立の職として任命行為もやるとするならば、教頭の資格条件といふものは、明確にやはりされなければおかしいと思ふんです。独立の職を与えるんだと。それならば、教頭の資格条件といふのは法律のどこに明記されておるんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 教頭の資格要件につきましては、学校教育法の施行規則で規定をするつもりでございます。これは校長と同じような規定のしかたになると思ひますけれども、教頭の場合には、おそらく教諭の基礎資格の上に勤続年数等が加味されるというふうなことになると思ひます。

○宮之原貞光君 そこをはつきりしてください。文部省の現在のものの考え方、資格条件はこいつつもりで施行規則の中に盛り込むつもりなら盛り込むつもりだと、こつ言つてもらわねば、何か法律が通つてから三カ月ひまがあるからその間にやるんじや、一体あなた方は、教頭を管理職化した場合に一体どういふ資格を与えるのかといふことも、これは審議の上ではきわめて重要な要素ですよ。それを明らかにせぬ限りは私は質問しませんがと言ひませんから、いまそこで答えてく

ださい。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在、学校教育法の施行規則の「第二節校長の資格」といふのがございまして、第八条に校長の資格がございまして。基礎資格は「教育職員免許法による教諭の一般普通免許状を有し、かつ、五年以上、次の各号に掲げる職にあつたこととする。」といふことで、「一 学校教育法第一条に規定する学校の校長の職……」。

○宮之原貞光君 校長のほうはわかつておるんですよ。だから教頭はどうしますか。これはもうあなた、法文に書いてあるんだから、規則の中に、教頭はどうするんですかと、そのものの考えがあつたらこれと対比してはつきりおっしゃいと、こつ言つてゐるんですよ。

○政府委員(岩間英太郎君) いま申し上げましたように、校長の資格の規定がございしますが、これとはほ同様にする考えでございます。

○宮之原貞光君 しかし、それはおかしいじゃないですか。さつきは校長といふのは上御一人みたいなことを言つておいて、これは大臣も何も絶対ほかの者が侵すことはできないんだと言つて、校長と同じことにするんだといふのはちよつとこれ納得できませんよ。もう少しやつぱり校長は校長として、教頭は教頭としての資格条件といふものはやつぱり具体的にしなければ、それはあなた苦しまされにはほ同じにするものですと、こつ言つたつて、片一方では校長といふものはえらいもので、校長と教頭は比ぶべくもありませんとさつき一生懸命答弁しておつたでしょうが、この資格条件だけはほ同じにすると、こついうことですか。どうも矛盾する話ですよ。どうするんですよ。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、その職についてどういふ権限を与えるかといふことと、その人の資格がどういふことであるかといふのは、これはまた別の問題でございます。たとえば文部省で課長、局長、次官、それぞれ権限の違つた者がおりますけれども、基礎的な資格は大体同じでございます。でございますから、別にそれはおかしいことじやないと、それから、教頭の場合にも、

校長の場合にも、学校の規模にかなり差がございまして、大きな規模の学校の教頭先生は小さな学校の規模の校長先生と同等、同じぐらいの責任の量と申しますか、質、量、そういうものを持っておられる。ただ、権限は小さな学校でございまして、大きな学校でございまして、校長先生は校長先生としての権限を持っておられる。幾ら大規模の教頭先生でございまして、小さな規模の校長先生と同じ権限を持っているということではございません。

○宮之原貞光君 これまた、なかなかすなおには理解できない話ですがね。一応きょうは皆さんの見解を聞くにとめますから、次に進みます。

もう一つは、二十八条第一項に関して、政府原案では、最初では、小学校には校長の下に教頭を加えて云々と、こうあって、「ただし、特別の事情のあるときは、教頭若しくは事務職員を置かず、」云々と、こうあったわけですね、原案は、ところが衆議院の修正案は、「ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かない」と、この「若しくは」というのを「又は」と、こう改めたこの理由は、違いは何ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、衆議院の法制局のほうで、こういうふうになされたわけでございまして、これは立法技術上の問題でござい

○宮之原貞光君 その立法技術上という理由で、あなた方も法案を出すときには、立法技術上規定を内閣法制局でちゃんとやって出すのでしょ。それを衆議院の法制局で改められた。何か理由がなければ改められぬでしょうが、その理由をはつきり聞かしてください。

○政府委員(岩間英太郎君) 前の案は「教頭若しくは事務職員を置かず、又は教諭に代えて」と、

「又は」「若しくは」と申しますのは、「又は」という場合には大カッコになるわけでございまして、それから「若しくは」のときには小カッコになるという、これは立法技術上の約束がございまして、「及び」と「並びに」というのも、「並びに」が大

カッコで、「及び」が小カッコ、そういうふうな一つの立法上の約束がございまして、このたび条文の整理をいたしましたものですから、いままでの「若しくは」が「又は」になったと、そういうふうな立法技術上の問題でございまして。

○宮之原貞光君 どうもそれとあやふやなんです、一応きょうは聞くだけにしておきますから、その「特別の事情のあるときは」云々というその「特別の事情」というものの条件は何ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 一応学校の規模ということを考えているわけでございまして、小規模学校につきましても、御案内のとおり、教員の増加を計画した法案も提出をいたしております。その際にまた、それに加えて、教頭あるいは事務職員というものを置くかどうか、これは今後の課題ではございまして、一応現状では小規模学校には事務職員などを置くよりは教員を配置したほうがよろしいのではないかと、それから小規模の学校では、教頭は置かなくてもよろしいのではないかと、そういうふうな考え方があつたわけでございまして、一応、そういう考え方を想定しているわけでありまして。

○宮之原貞光君 具体的には何学級ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) いままでは、小学校の場合には六学級、中学校の場合には三学級というふうなことも考えておりましたけれども、先般申し上げましたように、たとえば、北海道あたりはまあ校長先生が出かける場合も相当日数がかかるというふうなことで、校長先生が不在になる期間が多い、あるいは隣の学校との距離も遠くて連絡もつかないというふうなこともございまして、結局は、そういう地域の特殊性というものは、やはり考えていかなければならないんじゃないかと、そういうふうな考え方をしております。

○宮之原貞光君 そうすると、一昨日は内藤さんからの質問あるいは意見では、いわゆる定数法も改正されて、教頭がこんなによいふえるのだから、週五日制にしよう、一生懸命こう言われておる。そうすると、与党の皆さんの理解では、こ

れは教頭職を置いたことによつてたくさん教員がふえるんだと。もうすぐ直ちにでも週五日制ができるような立場から質問をされて、だいぶんそれと同じような答弁をされておつたようだけれども、いまのお話だと、小規模学校には、これは教頭は特別配置はしないというものの考えですね、そうすると、どうなんですか。その点は、はつきりおっしゃつておいてください。

○政府委員(岩間英太郎君) ここで、まあ「特別の事情のあるときは」と言っているその「特別の事情」として想定されるような事態はどういうものかというお尋ねでございまして、ただいま申し上げましたように、学校の規模などといううなものがある「特別の事情」に当たるのじゃないかということをお尋ねしたわけでございまして、まあ教職員の数配置上、どういふふうなやり方をしていくかということ、今後の課題ではございまして、いままのところは、ある程度その規模で制限をせざるを得ないのじゃないかということをお尋ねしております。

○宮之原貞光君 それも、だいぶん違うようですがね、この間の答弁と。まあいいでしょう、一応見聞だけでもいいから。

先ほどちょっと触れましたね。この「必要に応じて」云々と、この修正がされたところの、意義ですか、これはどういふことになりましたか。この教頭案云々の「及び」が消えて、衆議院で修正されたところの、少なくともこれはすなおに読めば、これは教頭さんは管理職で、校長さん一辺倒のところに行くんだと、こういうものの考え方、当初の皆さんの考え方から移つたと理解できるのです。こう変わったところの意義と、政府の最初の原案とどういふ違いがありますか、そこをちょっと説明してください。

○政府委員(岩間英太郎君) ここに規定がございまして、これは教頭のまあ本来どういふふうにあるべきかというふうなことを規定しているわけでございまして。

(委員長退席、理事内藤三郎君着席)

前の私どもが提出いたしました原案では「校長を助け、校務を整理」というお仕事と、それから「児童の教育をつかさどる」というお仕事があるかというふうな問題、これにつきましても、そのときどきの定員の配置でございまして、あるいはいままでの実績でございまして、そういうものによりましてかなり変わってくるということはあるかと思ひます。

○宮之原貞光君 それだから、私が先ほど言ったように、あなたがあえて教員の部類に入るといふのはおかしいと、こう言っているんです。少なくとも、この修正によつて校長のところに近づいておるんだから、これは。だから、そこに問題点があるということだけとりあえず指摘しておきます。

時間がありませんので、あと一、二問やりませんが、もう一つ、この間、これまた、この委員会の質問の中で、教頭の任命は、法制定後は任命権の所在が市町村から県に移ることになるといふ答弁があつたと思うんですが、これはどういう意味ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは先ほど先生が御指摘になりましたように、教頭が新しい職になるわけでございまして、その任命行為になりますと、これは都道府県の教育委員会ということになるわけであります。これは教員の任免権が都道府県の教育委員会にあるということと同じでございまして。ただ、現在の教頭は、これは職務命令によつて命ぜられておるわけでございまして、その職務命令によつて命ずる場合には、これは現在市町村の教育委員会が命ずると、そういうことに

なっております。

○宮之原貞光君 いまは、実質的にいろんな新聞辞令見るとみんな教頭と県で発表しますよ。けれども、このことによって名実ともに県教委が任命できるのだということになって、教頭という位置づけというものは非常に強化されていくんだと、こういうものの考え方ですね、このものの考え方は。

○政府委員(岩間英太郎君) 職としてはつきりするということでございます、その意味では、先生の御意見それはそのとおりであらうと思えます。しかし、実際の任免につきまして、現在都道府県の教育委員会で教頭の試験というふうな、公平な、公正な選考ということがございまして、実質的に都道府県の教育委員会が教頭の任免に関与してきたというふうな事実がございます。そういう意味では、いままでどおりといえはいままでどおりということもいえるわけでございます。特に職として確定をしたというところに意味があることは仰せのとおりでございます。

○宮之原貞光君 きょうは、これだけにおきます。

○理事(内藤三郎君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後六時三分散会

昭和四十九年五月二十二日印刷

昭和四十九年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局